

人が輝き、感動あふれる美しい都市^{みや}すいた



吹田市第3次総合計画

2006 - 2020

概要版

吹田市

「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」 をめざして



本市は、立地条件の良さなどから交通の要衝として古くから栄え、人・物・文化・情報が交差するまちとして発展してきました。そして先人の知恵やたゆまぬ努力によって、時代の変化に応じた基盤整備と市民福祉を向上させるためのまちづくりが進められてきました。その成果が、今日の吹田のまちを地域ごとに異なった特色を持つまちとして、豊かにかたちづくっています。今では、住むための住宅都市から、住み働くことができる複合型の都市へと変わり、北大阪地域の中で大きな役割を果たしています。また、充実した文化・学術・研究環境やきめ細かな生活関連施設の配置、暮らしを支える福祉施策や教育・文化施策などは、他市に誇る大きな有形、無形の財産として市民生活を支えており、福祉分野での行政サービス評価では、高い評価を受けるまでになっています。

このたび策定した第3次総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものであり、先人から引き継いだ素晴らしい財産を、今を生きる私たちが更に磨きをかけ伸ばしながら、安心して暮らし、働き、学び続けることができるまちとして、次世代に引き継いでいくための計画です。

少子・高齢社会の到来、地球規模での環境問題など多くの課題を抱える中で、この

総合計画では、平成18年度から平成32年度までの15年間を展望し、本市の将来像を新たに「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」と定め、緑や水辺、歴史的まちなみ、商店街や建物、歩道などがうまいや落ち着きをみせる中で、都市文化が育ち、35万人の市民が集い、交流し、豊かなコミュニティの下で安心して暮らしている姿を想定しています。

また、今回の総合計画では、初めて地域別の計画を策定いたしました。全市的な取組とともに、身近な生活の場である地域からまちづくりに取り組みながら、地域の特性を生かした住み続けることができるまちの実現をめざすものです。

時代は地方分権へと大きく転換が図られる中、この総合計画を市民の皆様方と共有し、様々なまちづくりの場面で、市民、事業者、行政が各々の役割を分かち合う協働のまちづくりを推し進め、21世紀の新たなまちの創造に取り組んで参りたいと考えております。

この計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました市議会はじめ総合計画審議会の方々、そして貴重なご意見をいただきました市民の皆様方に対し、心から感謝し、厚くお礼を申し上げます。

吹田市長 阪口善雄

吹田市第3次総合計画 ●概要版● 目次

総合計画とは	1
計画策定の趣旨	1
基本構想	2
計画の構成と期間	2
吹田市の特性	3
吹田市を取り巻く動向と課題	5
吹田市の将来像	7
人口	8
都市空間	8
基本計画 ー部門別計画ー	9
すべての人がいきいき輝くまちづくり	9
市民自治が育む自立のまちづくり	11
健康で安心して暮らせるまちづくり	13
個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	18
環境を守り育てるまちづくり	23
安全で魅力的なまちづくり	25
活力あふれにぎわいのあるまちづくり	29
基本計画 ー地域別計画ー	31
計画の性格	31
計画の構成	31
地域別計画の推進のために	31
すべての地域に共通する主な取組	33
J R以南地域	36
片山・岸部地域	40
豊津・江坂・南吹田地域	44
千里山・佐井寺地域	48
山田・千里丘地域	52
千里ニュータウン・万博・阪大地域(その1)	55
千里ニュータウン・万博・阪大地域(その2)	58
基本計画 ー基本計画推進のためにー	61

総合計画とは

市のこれからのあるべき姿を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていくための基本的な方針です。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から成っています。

計画策定の趣旨

本市は、昭和54年（1979年）に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、二次にわたる総合計画を策定し、「すこやかで心ふれあう文化のまち」を市の将来像として総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

それらの取組の中で、福祉施設や社会教育施設、体育施設、コミュニティ施設などの整備が進み、子どもや高齢者を支える福祉の充実などとともに、市民の生活の場からの環境保全への取組など地域でのさまざまな自主的な活動が広がりをみせてきました。

しかし、この間に本市の状況は大きく変化しました。都市基盤が整った千里ニュータウンでは急激な人口の減少と高齢化が進む一方、商業・業務機能が集積している地域においては、

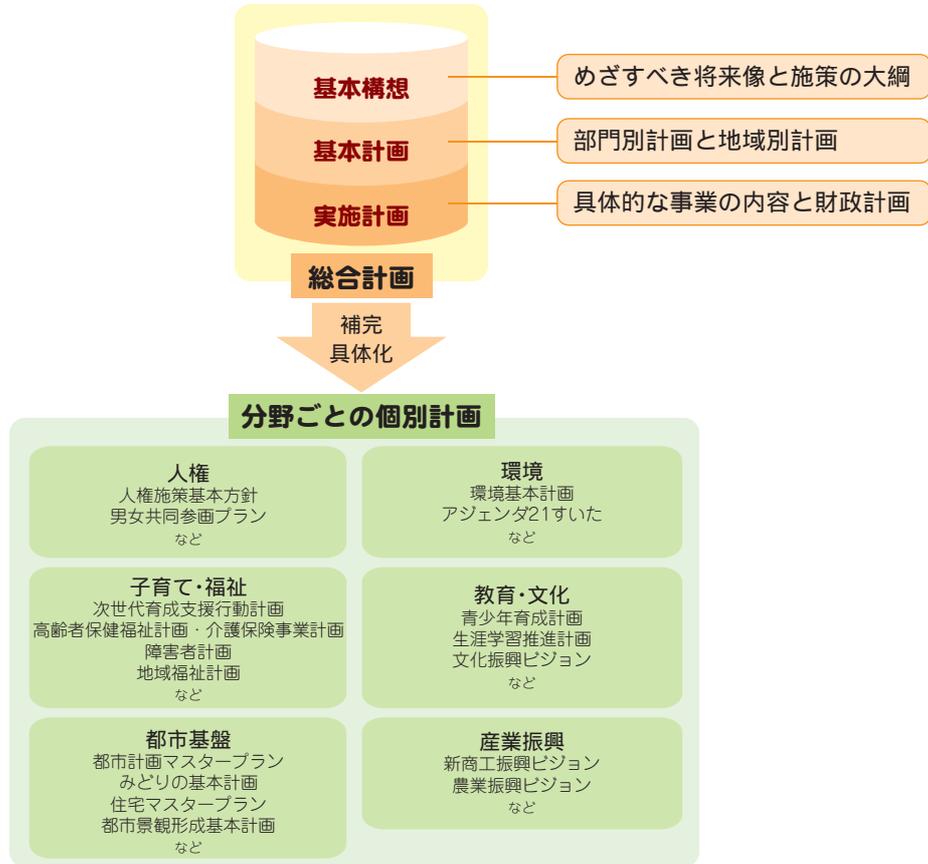
卸売業での年間販売額の大きな落ち込みなどがみられ、まちの再生が課題となっています。また、市民意識調査においては、環境や防災に対する関心は高く、安全で安心できるまちづくりへの対応が求められており、地域ごとの特性を生かしながら、いきいきとした市民生活を将来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進めることが必要です。

以上の背景を踏まえ、吹田市第2次総合計画の目標年次を迎えるにあたり、市民、事業者、行政の協働の下で、これまでに積み重ねてきた成果を受け継ぎながら、新たな時代の諸課題に対応するために、吹田市第3次総合計画を策定するものです。

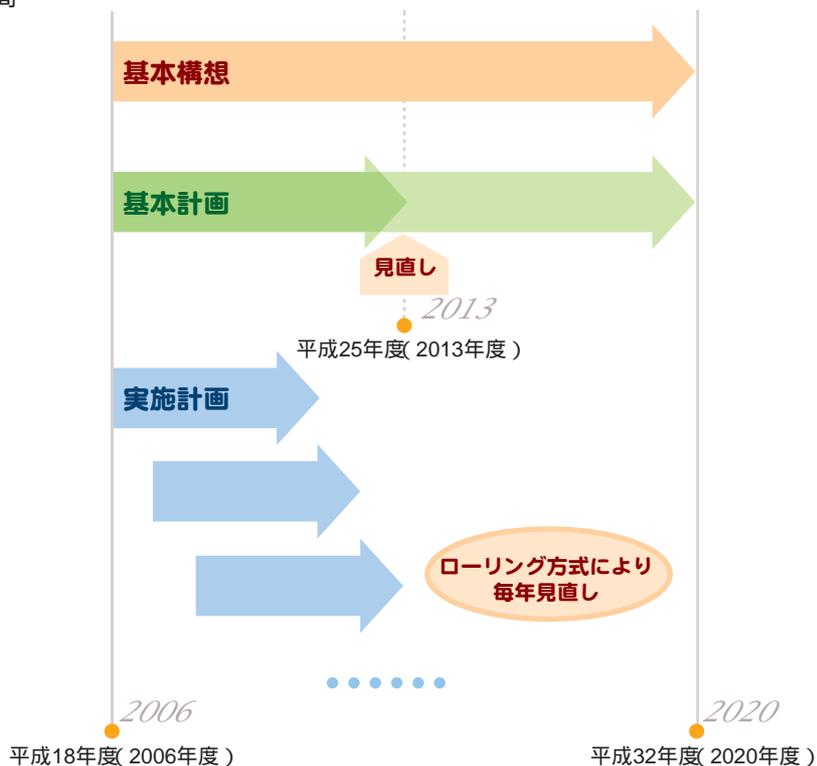
基本構想

計画の構成と期間

計画の構成



計画の期間



吹田市の特性

1 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しています。また、幹線道路や複数の鉄道路線には、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。

このように、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地する上で有利な条件を備えています。また、通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、本市の住宅地としての魅力を高めています。

2 充実した文化・学術・研究環境

日本万国博覧会の会場跡地に、日本庭園や自然文化園をはじめ、国立民族学博物館などの文化・学術施設が整備されてきました。さらに、4つの大学や国内でも有数のライフサイエンス研究機関の立地が進み、また、市立の博物館や文化会館（メイシアター）が整備され、充実した文化・学術・研究環境が形成されています。

3 暮らしを支える生活関連施設

国立循環器病センターや大阪大学医学部附属病院をはじめ、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています。

また、市民ホールや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館、体育館や市民プールなどの施設がきめ細かく配置されています。これらの施設は、子育て支援や地域福祉の拠点として、また、市民の生涯学習や生涯スポーツの振興、コミュニティの形成に大きく寄与しています。

主要施設図



吹田市を取り巻く動向と課題

1 少子・高齢化の進行

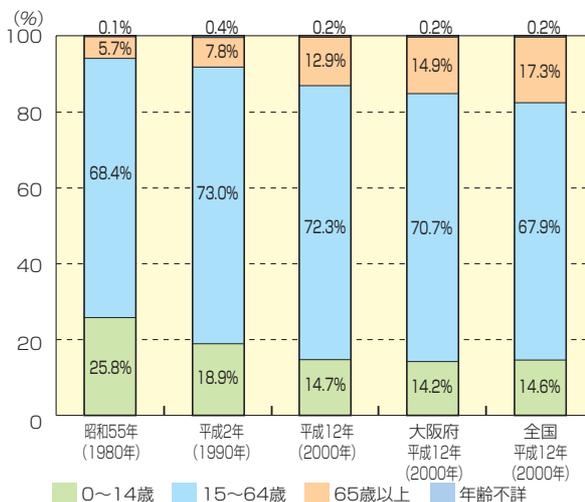
本市においても、少子・高齢化が進んでいますが、その進行は国や大阪府と比較して緩やかとなっています。しかし、人口のピークを占める団塊の世代が高齢期を迎える時期には、一気に高齢化が進行するものと思われます。

地域別では、住宅開発による人口増加により15歳未満人口が増加している地域や、人口が減少し急速に少子・高齢化が進んでいる地域など、大きな違いが生じています。

本格的な人口減少が見込まれる下で、人口構成に配慮し急激な少子化に対応するとともに、地域ごとの特性を考慮しながら、総合的に施策を進めていく必要があります。

年齢（3区分）別人口割合の推移

国勢調査による



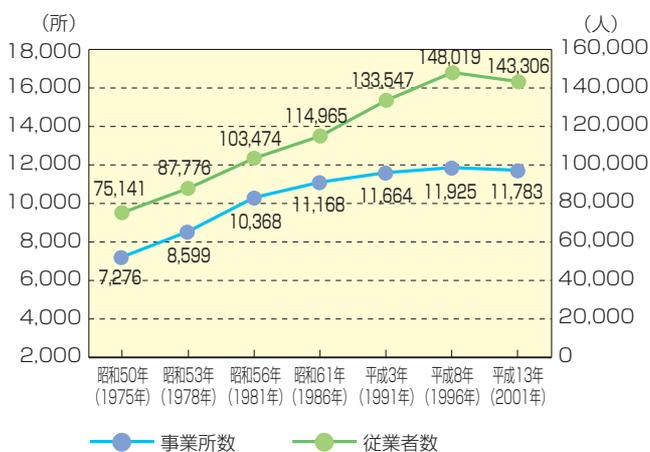
2 地域経済の変化

わが国の産業は、経済の地球規模での拡大に伴い空洞化が進んでいますが、大阪府下では首都圏への本社機能の移転なども加わり、近年さらに地域経済が停滞しています。

北大阪地域での業務集積地としての本市においても、事業所の閉鎖や移転、近隣都市での大規模小売店舗の開設などが進んでおり、市内の事業者や市民の生活に少なからず影響を及ぼしています。停滞する地域経済の活性化について新たな視点で取り組むとともに、時代の変化や多様なライフスタイルに対応した地域産業の発展に努め、地域経済の振興を図る必要があります。

事業所数・従業者数の推移

事業所：企業統計調査による



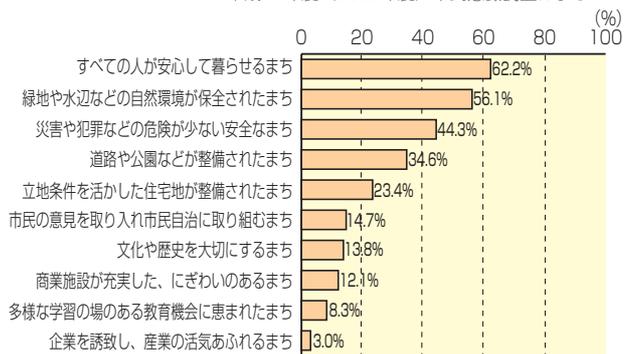
3 環境に対する意識の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模で深刻化する環境問題は、21世紀に人類が取り組むべき課題となっています。また、自動車公害、廃棄物の増大、身近な自然の減少などの環境問題に対する意識もますます高まっています。

地球環境の保全を視野に置きながら、日常生活の中から市民とともに廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組むとともに、健康で快適な生活環境の保全や、市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に取り組んでいく必要があります。

吹田市が将来どのようなまちになればよいか

平成14年度 (2002年度) 市民意識調査による



4 安全に対する意識の高まり

阪神・淡路大震災は、生命の安全の確保やコミュニティの振興という視点を持ってまちづくりを進めることが必要不可欠であることを、改めて人びとに認識させました。また近年では、身近な場所での犯罪が相次ぐなど、市民生活の安全性が脅かされる問題が次々と発生し、安全に対する意識が高まっています。

安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害に強い都市基盤の整備とともに、防災や防犯に取り組むコミュニティの振興を図る必要があります。

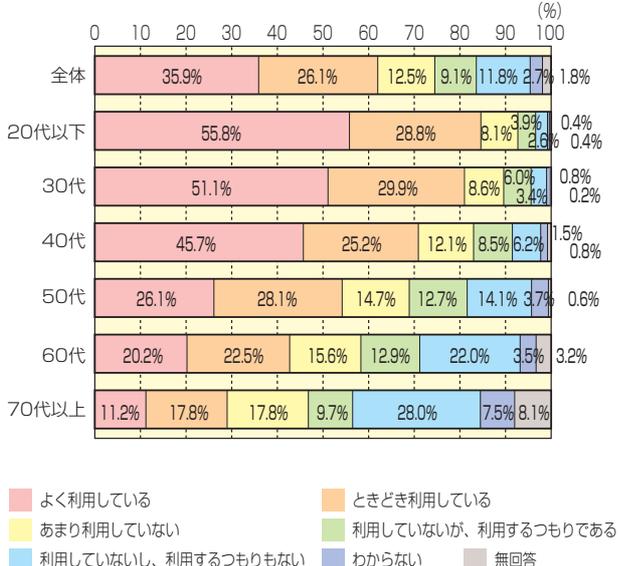
5 情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及によって、世界中が双方向の情報通信ネットワークで結ばれるようになり、個人が情報を自由に入手し、発信することが可能となりました。

本市においても、情報化の進展に対応し、行政事務の効率化を図ることをはじめ、情報通信ネットワークを活用した行政サービスの向上を図る必要があります。また、さまざまな媒体の活用により誰もが情報を得ることができるよう配慮するとともに、個人情報の保護を適正に行う必要があります。

インターネットの利用状況

平成14年度（2002年度）市民意識調査による



6 地方分権の進展

平成12年（2000年）4月の地方分権一括法の施行により本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体が地域の特性を生かした主体的・個性的なまちづくりに取り組むことが可能となりました。ここでは、市民が主体的に地域のあり方を考え、課題を解決するという市民自治の確立が重要になっています。

市民参画のよりいっそうの推進に向けて、まちづくりへの参画の手法や仕組みを整えていくとともに、環境や福祉をはじめとするさまざまなまちづくりの場面において、多様な市民活動の促進を図りながら、自立性の高いまちづくりを進める必要があります。

7 地球規模での交流の拡大

交通・情報通信ネットワークの急速な発達により、これまで以上に人・物・文化・情報が地域や国を越えて活発に交流するようになってきました。世界がより身近なものとなり、地球全体が一つの圏域となりつつある中にあることは、地球的な視野に立って、地域の身近な課題に取り組むことが求められています。

異なる文化や価値観を互いに理解し、多様性を認め合う社会の実現をめざすとともに、地球的な視野から食糧や資源・エネルギー、環境や人権、平和などの課題に取り組んでいく必要があります。

吹田市の将来像

21世紀の吹田のまちを、さまざまな人が出会い交流し、そこに子どもたちの笑顔、若者たちの躍動感、働く人のエネルギー、高齢者や障害者の生きがいなどがあふれ、感動あるまち、美しいまちとして実現させることをめざして、将来像を次のとおりとします。

人が輝き、感動あふれる 美しい都市 すいた

将来像の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ体系的に推進するため、施策の大綱を次のとおりとします。

1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

- 1 非核、平和のまちづくり
- 2 人権を尊重するまちづくり
- 3 男女共同参画のまちづくり

2 市民自治が育む自立のまちづくり

- 1 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり
- 2 情報の共有化を進めるまちづくり
- 3 市民参画によるまちづくり

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

- 1 すべての子どもが健やかに育つまちづくり
- 2 高齢者や障害者の暮らしを支えるまちづくり
- 3 生活を支える社会保障の充実
- 4 健康な暮らしを支えるまちづくり

4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

- 1 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり
- 2 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり
- 3 スポーツに親しめるまちづくり
- 4 多彩な文化が交流するまちづくり
- 5 国際感覚豊かなまちづくり

5 環境を守り育てるまちづくり

- 1 環境負荷の少ない住みよいまちづくり
- 2 自然と共生するまちづくり
- 3 循環を基調とするまちづくり

6 安全で魅力的なまちづくり

- 1 安全なまちづくり
- 2 暮らしや都市活動を支える基盤づくり
- 3 良好な住宅・住環境づくり
- 4 景観に配慮したまちづくり

7 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

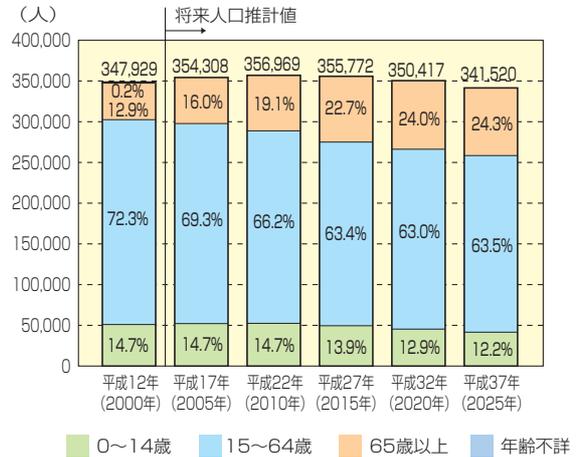
- 1 地域の特性を生かした産業の振興
- 2 就労を支援する環境づくり
- 3 消費生活を支える環境づくり

人口

将来人口は、社会経済状況や国・府の広域的計画による影響を受けるものの、本市の特性を生かしながら、子育て支援施策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導など、定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として、目標年次である平成32年（2020年）の将来人口を35万人と設定します。

人口の推移

国勢調査（平成12年（2000年））、企画部データ（平成17年（2005年）～平成37年（2025年））による



都市空間

1 地域特性を生かした多様な都市空間の形成

本市はさまざまな市街地形成の経緯や地形的条件を持つ個性豊かな地域で構成されていますが、その大部分は住宅地で占められ、都市空間の基礎となっています。

それぞれの地域における特性を踏まえながら、居住機能を支える良好な環境を形成しつつ、市民のさまざまなニーズに対応できる多様で魅力ある都市空間の形成をめざします。

2 地域ごとの特徴のある拠点市街地の形成

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、それぞれの駅の性格や地域の特性に応じて、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える機能が集積しています。また、高度な学術・研究機関や広域的な文化・レクリエーション機能が集積する市街地もあります。

このような市街地を拠点市街地に位置づけ、なかでも江坂駅周辺、JR吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺及び万博公園周辺を都市拠点として、またその他の鉄道駅周辺を地域拠点として、その機能の充実をめざします。

3 都市機能を高める地域間及び都市間の連携

主な交通機関が大阪の中心部へ直結する形で整備されていることから、拠点市街地を結ぶ環境に配慮した交通のネットワークの形成を図り、都市機能を連携させ市の活力を高めます。

また、市民生活の利便性の向上を図るため、大阪都心部、北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など周辺都市との結びつきを強め、広域的な都市間の連携をめざします。

4 人と自然の共生空間の形成

公園や緑地をはじめ、竹林や斜面の緑、ため池、公共施設などの大規模な敷地内や社寺の樹木などを緑の拠点とし、それらを結ぶ河川や千里緑地などの帯状空間、緑道、住宅地の連続した植え込みなどを緑の骨格とした緑のネットワークの形成をめざします。

緑の骨格は、都市空間を構成する上での重要な基盤として位置づけ、生き物の生息空間として、また災害時における防災上の空間として、その規模と連続性を確保し、人と自然の共生空間の形成をめざします。

基本計画 一 部門別計画 一

すべての人がいきいき輝くまちづくり

非核、平和のまちづくり

基本方向

- 1 非核平和意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民の自主的な核兵器廃絶運動や平和運動への支援、非核平和宣言都市間の交流など、市民とともに平和を愛するまちづくりを進めます。

計 画

1 非核平和への貢献

- (1) 非核平和意識の普及
- (2) 非核平和事業の推進



人権を尊重するまちづくり

基本方向

- 1 「人権施策基本方針」に基づき、人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します。

計 画

1 人権の保障

- (1) 人権教育と啓発の推進
- (2) 相談・支援の強化
- (3) 情報提供と連携
- (4) 交流の促進

男女共同参画のまちづくり

基本方向

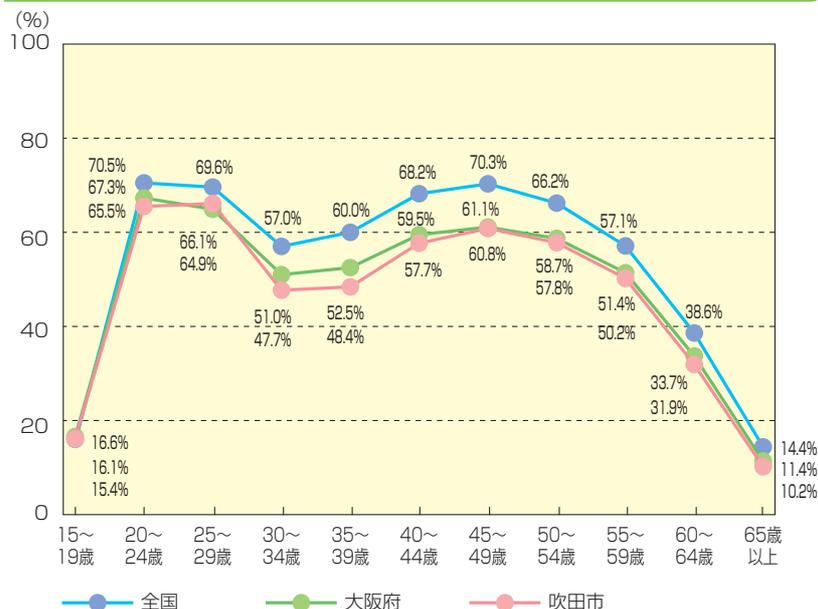
- 1 男女共同参画の推進に関する施策は、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、市民、事業者の協力の下、総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 男女共同参画の推進に向けて、意識改革を進めるためにあらゆる場での啓発や学習を進めます。
- 3 家庭生活への男女共同参画の推進、仕事と育児の両立支援のための施策を推進するとともに社会環境の整備を進めます。
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進に努めます。また、男女が対等な構成員として、安心して暮らすことができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進していきます。
- 5 男女が共に自立して社会参画できるよう、積極的に施策を推進していきます。

計 画

- 1 男女共同参画社会の実現
- 2 男女共同参画に向けての意識改革
- 3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備
 - (1) 家庭生活への男女共同参画の推進
 - (2) 労働の場における男女共同参画の推進
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- 6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備
 - (1) 地域社会への男女共同参画の推進
 - (2) 市政への参画

女性の年齢階層別労働力率

平成12年(2000年)国勢調査による



市民自治が育む自立のまちづくり

多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

基本方向

- 1 コミュニティの振興を図るため、コミュニティ意識の醸成を促す施策を推進するとともに、市民のコミュニティ活動に対し、自主性を尊重しながら支援に努めます。
- 2 コミュニティ施設を既存施設の配置状況を基に、計画的、効率的に整備します。
また、コミュニティ活動との連携が図られるよう運営への市民参画を図るとともに、効果的な利用が進められるようコミュニティ関連施設のネットワーク化、多目的化を図ります。
- 3 豊かなコミュニティの形成を促進し、市民、事業者、行政の協働を進めます。

計 画

1 コミュニティ活動の充実

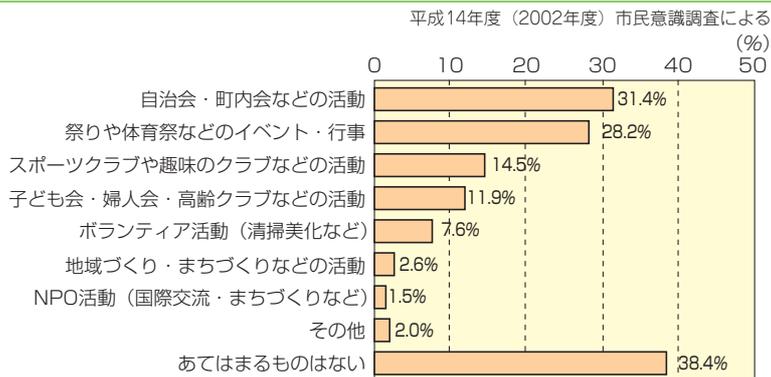
- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の促進
- (3) 情報交流の促進

2 コミュニティ施設の充実

- (1) コミュニティ施設の整備と運営
- (2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

3 コミュニティとの協働の推進

地域の行事や活動への参加状況



情報の共有化を進めるまちづくり

基本方向

- 1 新たな情報技術の活用を図るとともに、情報通信ネットワークを利用し必要な情報を共有することができる総合的なネットワークシステムの構築をめざします。
- 2 情報公開制度の推進により、市民の知る権利を保障します。また、市民生活に必要な情報を多様な広報媒体を用いて積極的に提供します。
- 3 個人情報について、自己の情報の開示、訂正、削除等の権利を保障するとともに、収集、管理等にあたっての適正な取扱いを確保します。

計 画

- 1 情報技術の活用の推進
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
- 4 情報公開・情報提供の推進
- 5 個人情報保護の推進



市民参画によるまちづくり

基本方向

- 1 市政への市民参画を促し、市民の意見や要望を効果的に市政に反映させるシステムづくりを進め、市民に身近な行政の展開をめざします。
- 2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民の生活上の諸問題に多面的に応じることができるよう相談業務の充実を図ります。

計 画

- 1 市民参画の推進
 - (1) 市民参画の手法の整備と充実
 - (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進
- 2 広聴活動の充実



健康で安心して暮らせるまちづくり

すべての子どもが健やかに育つまちづくり

基本方向

- 1 「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現できるよう、家庭や地域社会への援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子育てを支援し合えるまちづくりを進めます。
- 2 安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業の充実や児童会館・児童センターの活用を図り、地域が連携して子育てを支援します。また、仕事と子育ての両立支援に向けた環境の整備に努めます。
- 3 障害のある子どもに対する療育支援を強化するため、療育関係機関や地域と連携して、療育システムの充実を図ります。
また、配慮を必要とする家庭にとって、子育てにおける孤独感や不安感、負担感を解消できるような環境の整備に努めます。
- 4 子どもの視点に立って、子どもが安心・安全で健やかに育つことを配慮したまちづくりを進めるとともに、身近な自然に親しめる環境づくりに努めます。

計 画

1 子育てを支援し合えるまちづくり

- (1) 総合的な援助システムの確立
- (2) 男女共同参画の子育て支援
- (3) 子育てを支援する人材の育成

2 地域における子育て支援

- (1) 親と子が共に育つ地域での支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
- (3) 子育てへの経済的支援

3 配慮を必要とする家庭への支援

- (1) 児童虐待の防止
- (2) 障害のある子どもの療育体制の充実
- (3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助

4 子どもの視点に立ったまちづくり

- (1) 安心・安全なまちづくりの推進
- (2) 身近な自然に親しめる環境の整備



高齢者の暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 高齢になっても尊厳を持ちながら自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることは、市民共通の願いです。高齢者が健やかに安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 2 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防など高齢者が自発的に参加できる事業を進めます。また、介護認定の有無にかかわらず家族の状況などから生活上の援助を必要とする高齢者のための福祉・保健サービスの充実を図ります。
- 3 高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域や家庭での生活を続けることができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスの基盤整備に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

計 画

1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

- (1) 学習機会の充実
- (2) 生きがいと交流事業
- (3) 就業機会の提供

2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援

- (1) 健康づくりと疾病予防
- (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実

3 介護保険サービスの充実

- (1) サービス提供基盤の整備
- (2) サービスの質の向上
- (3) 低所得者への対策



障害者の暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 「第2期障害者計画」に基づき、障害者が社会の一員としてあらゆる分野に参加し、生きがいを持って人生を送れるよう、障害者の人権を保障し発展させ、ノーマライゼーションの理念を実現する平等な社会づくりを進めます。
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害や障害者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、ボランティア活動の振興などを通じて誰もが障害者を支えることができる地域社会づくりを進めます。
- 3 障害者のライフサイクルの各段階やニーズに応じたきめ細かな福祉施策を推進します。また、社会参加や就労への支援を強化するなど総合的な施策を推進します。

計 画

1 共に生きる社会づくり

- (1) 啓発と交流の推進
- (2) コミュニケーションサービスの充実

2 障害者の社会参加と就労支援

- (1) 学習機会の充実
- (2) 雇用・就労への支援

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

- (1) 地域生活支援施策の充実
- (2) 日中活動の場の整備
- (3) 自立生活への支援の充実
- (4) 障害者の保健・医療サービスの充実
- (5) 福祉人材養成と研修の充実

4 障害者の療育・教育の充実

- (1) 療育システム等の充実
- (2) 障害に配慮した教育等の充実



地域での暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、地域保健福祉センターの機能を見直し整備します。さらに、身近な地域の相談支援窓口について、既存福祉施設の配置状況等を考慮し、整備に努めます。
- 2 市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、環境整備と支援に努めます。また、関係機関・団体、地域住民等の自主的な活動との連携を強め、援助を必要とする人たちに対する支え合いのネットワークの整備を図ります。
- 3 判断能力が十分でない高齢者や障害者等に対し、福祉サービス等の適正な利用を援助し、その権利擁護に努めます。
また、福祉・保健サービスに関する苦情相談に対応し公正・中立な処理を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。
- 4 すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちのバリアフリー化の推進とともに、住宅の確保や移動手段の整備など生活環境の整備に努めます。

計 画

1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実

- (1) 地域福祉の総合的な推進
- (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
- (3) 支え合いのネットワークの整備
- (4) 自主避難困難者に対する災害時の支援
- (5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

2 福祉サービス利用者への支援

3 生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 暮らしやすい住まいの確保
- (3) 移動への支援



生活を支える社会保障の充実

基本方向

- 1 憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、対象となる世帯に応じたさまざまな自立支援の推進に努めます。
- 2 高齢社会を迎えて医療保険・公的年金制度は、市民の健康と生活の安定に欠かせないものとなっています。国の制度改革の動向をみながら、市民がより豊かな生活を営むため可能な限り各機関と連携を図り支援に努めます。

計 画

1 低所得者福祉

- (1) 生活保護等の充実
- (2) 援助体制の充実

2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）

- (1) 制度改善の要望
- (2) 情報提供と相談機能の充実

健康な暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 市民一人ひとりが日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、情報提供をはじめ環境づくりに努めます。
- 2 生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視した保健事業に取り組みます。また、精神的な面で問題を抱える市民への支援や、新たな感染症等には、保健所との連携の下、その対応を進めます。
- 3 休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備に努めます。
- 4 病気の治療だけでなく、健康づくりや子育て、介護に関する身近な相談相手として、かかりつけ医の定着を関係機関との連携の下に進めます。
- 5 地域に集積している医療機関の連携を深め、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、公的病院としての役割を果たすとともに、地域の急性期医療機関として患者サービスの向上等に努めます。

計 画

1 健康づくりの推進

2 保健事業の推進

- (1) 母子保健
- (2) 成人保健
- (3) 高齢者保健
- (4) 歯科保健
- (5) 心の健康づくり
- (6) 健康危機管理
- (7) 地域ケア体制

3 地域医療体制の整備

- (1) 救急医療体制の整備
- (2) 地域での暮らしを支える医療
- (3) 地域医療連携体制の整備



個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

基本方向

学校教育

- 1 学校教育を生涯学習の基礎として位置づけ、新しい時代の変化に主体的に対応できる園児・児童・生徒の育成をめざします。
- 2 幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等、未来を拓く子どもたちがいきいきと過ごせる学校体制づくりをめざします。
- 3 子どもたちの個性を重視し、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に、自ら課題を見つけ、自ら考え、よりよく問題を解決する力や健康と体力など「生きる力」の育成に努めます。
- 4 心豊かな子どもの育成のため、男女共同参画の視点を入れながら、道徳・人権教育等で自尊感情を育むとともに、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を推進します。
- 5 障害等を有する児童・生徒が、社会参加や自立の達成を図ることができるよう医療、福祉等の関係機関との連携を図り、障害の種別と程度に応じた教育の充実や、よりきめ細かな教育環境の整備を図ります。
- 6 国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対する教育環境の充実と国際理解を深める教育の充実を図ります。また、高度情報通信社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- 7 学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います。
各学校がこれまでの学校運営を自主的に点検し、改善を図り、学校運営の透明性や機動性の確保に努めるとともに、地域の持つ教育力を積極的に活用し、地域と協働する中でよりよい学校運営の確立を図ります。

青少年育成

- 8 文化・スポーツ活動、自然体験、遊びなど、地域における青少年の積極的な活動を推進するために、青少年を取り巻く環境や活動の場（居場所）を整えることにより、青少年の自主的な活動を支援します。
- 9 青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかかわりを持つ機会を提供することにより、集団の中での役割を自覚し、仲間づくりの大切さや社会性を身につけることができるよう支援します。
- 10 子育ての悩みを解消するとともに、青少年に関する相談体制を充実するなど、家庭はもとより、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。
また、青少年の健全育成に取り組めるよう、地域の共有財産である「学校」を核として、家庭、学校、地域が一体となって教育についての課題の共有化を図り、解決に向けて協働します。



計 画

学校教育

1 教育内容の充実

- (1) 園児の笑顔に出会える教育の展開
- (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開
- (3) 心豊かな児童・生徒の育成
- (4) 健康な児童・生徒の育成
- (5) 障害に配慮した教育の充実
- (6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開
- (7) 高等学校等への進路指導の充実

2 教育環境の充実

- (1) 教育施設等の充実
- (2) 教職員研修・教育相談の充実
- (3) 就学・就園の奨励・援助

3 地域に開かれた学校づくりの展開

青少年育成

4 青少年の居場所づくり

- (1) 青少年拠点施設等の整備・充実
- (2) 学校施設等を活用した事業の推進
- (3) 非行防止など環境の整備

5 青少年の仲間づくり

- (1) 青少年育成事業の推進
- (2) 指導者の養成
- (3) 活動機会の提供

6 青少年を育てる家庭・地域づくり

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 相談体制の充実
- (3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成
- (4) 青少年団体等の育成



生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

基本方向

- 1 家庭、学校、地域、行政だけでなく、民間企業、市民団体などが相互に連携し、各々の役割が適切に果たされるよう、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- 2 生涯を通じて学習できる場と機会を誰もが利用でき、学習した成果が生かせるよう、学習施設の整備と体系化を図り、学習機会や施設の情報幅広く収集し提供に努めます。
- 3 市民一人ひとりが、自己の可能性を探り、豊かな地域社会を築く構成員として能力を生かすことができるよう、社会教育施設の整備を図ります。また、市民の多様なニーズに応えるとともに、高齢者や障害者が積極的に参加できる学習機会と学習内容の充実に努めます。
- 4 家庭や地域における自主的な学習活動を促進するため、学習機会の提供や相談機能の充実に図り、指導者や自主学習グループへの支援に努めます。
- 5 楽しく学び、学んだことが地域の活性化に生かされ、まちづくりにつながるよう、世代間交流や地域団体との連携を進め、市民のふれあいや交流、自己実現の場の提供を図ります。

計 画

1 生涯学習推進体制の充実

- (1) 推進体制の基盤整備
- (2) 学習施設の整備と体系化
- (3) 学習情報の収集と提供

2 社会教育施設等における生涯学習の推進

- (1) 社会教育施設の整備・充実
- (2) 学習プログラムの充実
- (3) 学習活動への支援
- (4) ふれあいと自己実現の場の提供



スポーツに親しめるまちづくり

基本方向

- 1 多様化する市民ニーズに応えることができるよう、施設の整備と有効活用に努めるとともに学校体育施設の地域への開放を今後とも推進します。
- 2 指導者の養成・確保と人材活用に努め、スポーツ関係団体の育成を図り、地域スポーツの充実や、すべての人を対象としたきめ細かなスポーツプログラムの提供に努めるとともに、健康の保持・増進のため、保健事業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。また、さまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう努めます。

計 画

1 体育・スポーツ施設の整備

- (1) 市民体育・スポーツ施設の整備
- (2) 学校体育施設等の利用・活用

2 指導者の養成・確保と資質の向上

- (1) 指導者の養成・確保
- (2) 指導者の人材活用

3 スポーツ関係団体の育成

- (1) 各スポーツ団体の育成
- (2) 総合型地域スポーツクラブの育成

4 生涯スポーツの促進

- (1) 地域スポーツの振興
- (2) スポーツイベント・プログラムの提供
- (3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興
- (4) 情報の提供



多彩な文化が交流するまちづくり

基本方向

- 1 芸術文化活動や生活文化活動などの市民の幅広い文化活動を支援し、新たな市民文化の創造と地域文化の継承・発展に向け、総合的な文化施策の展開を図ります。
- 2 多様化し高度化する市民の文化活動の場の整備や充実に努めるとともに、市内の大学等との多面的な連携や都市間交流の推進を図り、文化を育む環境づくりをめざします。
- 3 文化財の調査を継続し、その成果を保存に生かし、文化財を活用しつつ、地域文化の形成に寄与するとともに、文化財の調査や成果の公開についても市民との協働の場を形成していきます。また、博物館の収蔵・展示能力を高め、子どもを含め市民に対して、分かりやすい展示や歴史学習を体感できるような参加体験型事業を進め、そのための地域と施設と人をつなぐ枠組みを構築していきます。

計 画

1 文化の振興

- (1) 総合的文化施策の展開
- (2) 市民文化の振興
- (3) 地域文化の振興

2 文化を育む環境づくり

- (1) 文化施設の充実
- (2) 大学等との連携
- (3) 都市間交流の推進

3 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の調査と保存
- (2) 文化財保存意識の啓発
- (3) 博物館の充実

国際感覚豊かなまちづくり

基本方向

- 1 あらゆる機会を通して国際理解と国際感覚を深める学習機会や情報の提供に努めます。
- 2 教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を進めます。
- 3 外国籍市民の市政への参画や地域での交流を進め、居住者や留学生が主体的に誇りを持って暮らしていける環境の整備に努めます。

計 画

1 国際感覚の醸成

2 国際理解の推進

- (1) 学習機会の提供
- (2) 国際交流の促進

3 多文化共生のまちづくり

- (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 外国籍市民の市政への参画

環境を守り育てるまちづくり

環境負荷の少ない住みよいまちづくり

基本方向

- 1 事業活動に伴う公害の発生を未然に防止し、市民の健康を守るため、公害関係法令に基づき規制や指導の強化を図るとともに、自動車交通量の抑制や自動車排出ガスの削減のための各施策を推進し、大気汚染物質や騒音の低減を図ります。
また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による環境汚染については、事業者とともにその未然防止に取り組めます。
さらに、環境監視体制を充実させ、そのデータを施策に反映させて環境汚染物質の低減化を推進します。
- 2 生活騒音や生活排水などの生活型公害に対し、防止を図るための必要な啓発を行うとともに、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民や事業者と連携し、快適な生活環境を確保するための対策を推進します。
また、ヒートアイランド現象を緩和するため、市民、事業者、行政が連携した総合的な対策を推進します。

計 画

1 環境汚染防止対策の推進

- (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進
- (2) 自動車公害防止対策の推進
- (3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止
- (4) 環境監視体制の充実
- (5) 公害健康被害者の救済

2 快適な生活環境の確保

- (1) 生活型公害防止の啓発
- (2) 環境美化の推進
- (3) 日照阻害・電波障害対策
- (4) ヒートアイランド対策
- (5) 環境衛生の充実



自然と共生するまちづくり

基本方向

- 1 生き物の生息空間の確保を図り、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めます。
- 2 自然環境保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図り、市民、事業者などの自主的な活動の促進に努めます。

計 画

1 自然とのふれあい空間の保全と創造

- (1) 生き物の生息空間の確保
- (2) 身近な緑や水辺の保全と創造
- (3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

2 自然環境保全意識の普及・啓発

- (1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用
- (2) 自然保護活動への支援

循環を基調とするまちづくり

基本方向

- 1 地球環境に配慮した行動の普及促進を図りながら、日常生活や事業活動において足もとからの地球環境保全に向けた取組を進めます。また、地球環境保全を進める上で有効な新しいエネルギーについて、その活用が図られるよう取組を進めます。
- 2 日常生活や事業活動において、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）により、減量・リサイクルの徹底を図るとともに、千里リサイクルプラザと連携し循環型社会の形成を図ります。
また、環境保全を基本としたごみの適正な処理に努めるとともに、焼却施設の建替え事業を進めます。
- 3 環境を総合的な視点でとらえ、市民、事業者、行政それぞれの役割分担の下、相互に協力・連携しながら、広範多岐にわたる環境施策を体系的に組み立て、計画的な推進を図ります。
- 4 一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に向けた主体的活動を実践できるよう、多様な場での環境学習・環境教育の機会の充実を図るとともに、その担い手としての人材の育成や支援を図ります。



計画

1 地球環境保全の推進

- (1) 地球環境に配慮した行動の普及促進
- (2) 新しいエネルギーの活用

2 廃棄物対策の推進

- (1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進
- (2) 廃棄物の適正な処理

3 総合的・計画的な環境施策の推進

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 率先行動の推進
- (3) アジェンダ21すいたの推進
- (4) 環境影響評価制度の運用
- (5) 環境情報の整備・提供

4 環境学習・環境教育の推進

- (1) 環境学習・環境教育の機会の充実
- (2) 人材の育成・支援



安全なまちづくり

基本方向

- 1 市民との協働による安心・安全のまちづくりは、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、関連する施策の体系化を図り、市民、事業者の協力の下に総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 災害時における市民生活の安全を確保するため、都市防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災システムの整備確立や、救援体制の充実などを図り、防災体制の確立をめざします。さらに、市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成を促進し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 3 犯罪のないまちをめざして、市民や関係機関と連携して、各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 4 各種災害に即時対応できる消防体制を整備するとともに、火災等の防ぎよ活動に必要な消防車両、装備、消防水利や消防指令通信システムの整備・充実を図ります。また、火災予防活動を展開し、市民、事業所などにおける防火意識の高揚と防火防災体制の確立を図ります。
- 5 救命率向上のため、救急救命士の養成、教育、救急資機材の整備を行い、医療機関をはじめ市民を含めた病院前救護体制の充実に努めます。

計 画

1 防災

- (1) 市街地の防災環境整備
- (2) 防災体制の確立
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 地域防災計画の充実

2 防犯

- (1) 防犯環境の整備
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 防犯意識の高揚

3 消防

- (1) 消防体制の整備・充実
- (2) 火災予防の推進
- (3) 警防活動の充実
- (4) 救急活動の充実



暮らしや都市活動を支える基盤づくり

基本方向

- 1 都市計画を推進する上での指針となる「都市計画マスタープラン」により、市民、事業者や専門家などに、都市計画における将来の都市像を示し、都市計画への理解と参加を促します。また、個々の都市計画の相互調整に努めるとともに、土地利用規制や各種事業の推進を図ります。

これまでの地域の発展を継承しながら、自然、歴史、文化、施設、人材などを活用した、個性豊かな地域づくりをめざします。

将来にわたって都市の健全な発展を持続していくため、快適な市民生活を支えるとともに、都市の活力を創出する産業の振興を図っていく必要があります。このため、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備・充実を図るとともに、住む、働く、憩う、遊ぶ、学ぶといった都市活動を支える土地利用の計画的な誘導をめざします。

- 2 地域の特性を生かした、特色のある公園整備を進めるとともに、市民と協働して親しめる公園の整備を図ります。
- 3 長期的な視野に立ち、より質の高いバリアフリー環境の整備を行うなど、安全で快適な交通環境づくりに努めます。

- 4 歩行者や自転車が優先される交通環境の整備や公共交通の利便性の向上を行い、過度に自動車に依存しない社会の実現をめざします。

- 5 都市計画道路は、周辺景観との調和や沿道環境に配慮しながら事業中の路線を早期に完成するとともに、事業化予定路線の早期着手に努めます。

また、各種道路の役割分担を明確にし、地域の特性に応じた道路機能を検討しながら都市環境・景観の改善に努めるとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できる道路整備をめざします。

- 6 より安全で良質な水道水の安定給水のために、水質管理の強化及び浄配水施設の整備を進めます。

- 7 「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水処理の水質向上を図るとともに、合流式下水道の雨天時の対策を進めます。また、処理水や汚泥等の有効利用を図ります。

浸水被害の実態を踏まえ、計画的に雨水施設の整備を推進し、浸水に対する安全度の向上を図ります。また、都市における良好な水環境を確保するため、雨水浸透などの施策の推進に努めます。



計 画

1 総合的な都市整備の推進

- (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
- (2) 適切な土地利用の誘導
- (3) 都市機能の向上と市街地の整備
- (4) 福祉のまちづくりの推進
- (5) 吹田操車場の跡地利用

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

- (1) 特色のある公園・緑地の整備
- (2) 公園施設の整備と維持管理
- (3) 市民との協働による公園管理

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

- (1) 交通バリアフリーの推進
- (2) 違法駐車防止
- (3) 自転車の放置防止
- (4) 交通安全施設の整備
- (5) 交通安全教育の推進

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

- (1) 歩行者・自転車優先のまちづくり
- (2) 総合交通体系の確立

5 安全で快適な道路整備

- (1) 都市計画道路の整備
- (2) 道路機能の整備
- (3) 道路機能の管理・維持
- (4) 環境整備・安全対策の充実

6 上水道の整備

- (1) 水源の有効利用
- (2) 水質の適正管理
- (3) 浄配水施設の計画的な整備
- (4) 給水方法の改善
- (5) 水の適正利用

7 下水道の整備

- (1) 下水道管等の充実
- (2) 下水処理場・ポンプ場の充実
- (3) 総合的な雨水対策の推進
- (4) 流域下水道の整備



良好な住宅・住環境づくり

基本方向

- 1 多様で異なる市民のライフスタイルやライフステージに対応できる住宅に関する支援等を充実するとともに、各種制度を活用した総合的な住宅政策を推進します。
- 2 緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、福祉、保健、医療との連携を図りながら、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- 3 建築協定や地区計画などの制度の活用を図るとともに、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、開発事業に対するきめ細かな規制・誘導を進め、市民、事業者、行政の協働の下で、よりよい住環境づくりに努めます。

計 画

1 多様なニーズに対応した住宅の整備

- (1) 総合的な住宅政策の推進
- (2) 健康で安心して住める住宅整備
- (3) 市営住宅における住環境の向上
- (4) 分譲マンションへの支援

2 良好な住環境づくり



景観に配慮したまちづくり

基本方向

- 1 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のすべてに快適な都市空間の実現を図るため、地域の特性を生かし、市民、事業者、行政、専門家等がそれぞれの役割の下、協働して良好な都市景観の形成に努めます。また、市民共通の資産としての景観の向上を図り、次世代に継承していくことができるよう、魅力あふれる美しいまちづくりに努めます。
- 2 景観形成に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、市民や事業者による景観形成活動への支援に努めます。

計 画

1 良好な都市景観の形成

- (1) 総合的景観施策の展開
- (2) 自然景観の保全と育成
- (3) 地域の景観資源の保全と活用
- (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

2 景観形成への啓発・支援

- (1) 景観意識の向上
- (2) 景観形成活動への支援

活力あふれにぎわいのあるまちづくり

地域の特性を生かした産業の振興

基本方向

- 1 「新商工振興ビジョン」に基づき、商工業の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を通して、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現をめざします。
- 2 地域の特性を踏まえ、まちづくりの新たな視点で市民生活の利便性を高め、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるとともに、工業の高度化を支援し、生活環境と調和した都市型工業への展開を図ります。
- 3 サービス業などが充実するよう振興策を推進します。また、商工業の活力をいっそう高めるため、ベンチャー産業、コミュニティビジネスなどの起業を支援します。
- 4 市内商工業の組織活動の活性化を図るため、事業者や従業者、そのリーダーなどの人材の育成を支援します。また、組織、経営の近代化・効率化を図るため、情報通信技術の活用を検討している事業所等を支援します。
- 5 「農業振興ビジョン」の基本理念である都市と調和する農業の推進を図ります。
- 6 農地を遊休化することなく、農産物の生産意欲のある農家が継続して農業ができるよう、農業生産環境の整備を図るとともに、都市の貴重な緑の空間として農地の持つ多面的な機能を活用し、本市の農業の推進を図ります。

計 画

1 商工業の活性化

- (1) 魅力ある商業地づくり
- (2) 都市型工業の振興
- (3) 人、もの、情報の交流機能の推進

2 商工業の新たな展開

- (1) 生活支援型産業の振興
- (2) 産業支援型サービス業の振興
- (3) 起業家への支援

3 商工業を支える基盤づくり

- (1) 人材の育成
- (2) 組織活動の活性化

4 地域性を生かした都市農業の推進

- (1) 都市農業の推進
- (2) 新鮮で安全な農産物の供給促進
- (3) 地産地消の推進
- (4) 農業労働力の確保と育成

5 うるおいのある都市農業の推進

- (1) 自然に親しめる機会の充実
- (2) 快適な空間の形成
- (3) 農業に対する市民の理解の促進



就労を支援する環境づくり

基本方向

- 1 急速な少子・高齢化、労働環境や就労形態の多様化、就労意識の変化に対し、関係機関と連携を図りながら、勤労意欲の醸成や職業能力の向上など雇用・就労の促進に努めます。
- 2 中小企業に働く勤労者の生活の安定と豊かな暮らしに向けて、勤労者福祉の充実に努めます。
- 3 勤労者の雇用の安定と地位の向上に向け、勤労者に対する相談業務の充実に努めるとともに、事業所に対して職場環境の改善を働きかけます。

計 画

1 雇用・就労の支援

- (1) 雇用対策の推進
- (2) 労働関係情報の提供

2 勤労者福祉の充実

- (1) 福利厚生事業の充実
- (2) 余暇活動等の支援

3 労働条件の整備

- (1) 労働相談の充実
- (2) 職場環境の改善

消費生活を支える環境づくり

基本方向

- 1 消費生活相談を充実することにより、被害の未然防止と被害に対する迅速で適切な対応に努めます。
- 2 消費者の役割や行政、事業者の責務を明確にしなが、消費者の権利の尊重、自立の支援に努めます。
- 3 消費者が消費生活において必要な知識を修得し、自主的、合理的に行動できるよう、啓発活動や消費者教育等の充実に努めます。
- 4 消費者組織の育成に努めるとともに、消費者の自主的な活動を支援します。

計 画

1 消費者の利益と安全の確保

- (1) 消費生活センターの充実
- (2) 消費者啓発
- (3) 消費者の意見の反映
- (4) 消費者活動の支援
- (5) 消費者関係法令整備等の要請
- (6) 適正取引の確保



基本計画 — 地域別計画 —

計画の性格

地域別計画は、部門別計画とともに、基本構想がめざす本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」の実現に向けた基本計画を構成する計画です。

地域別計画は、市民の日常生活の一定の圏域において、その地域の特性や課題を踏まえながら、部門別計画で体系的に示されている部門ごとの施策を、地域ごとに捉え横につないでまちづくりの推進を図るものです。

したがって、部門別計画を「たて糸」とすれば、これは「よこ糸」にあたり、部門別計画による全市的な施策の推進を前提としながら、市民と行政の協働により、地域ごとにまちづくりに取り組むための計画として位置づけられます。

計画の構成

市域を6つのブロックに区分し、まちの様子やまちづくりの基本方向と計画について記載しています。

地域別計画の推進のために

地域別計画の推進のために、次のことに取り組みます。

- ① 市民との協働によるまちづくりを進めるための担当組織の整備を行うとともに、さまざまな施策を地域で総合的に進めるために、庁内の連携や調整を強化する仕組みを確立します。
- ② 地域のまちづくりについて、地域のさまざまな団体等との合意形成、協議のための仕組みづくりを進めます。その中で、身近な日常生活圏を単位とした市民との協働による取組を進めます。
- ③ きめ細かな地域情報の収集整理と提供を行うとともに、既存施設も活用したコミュニティ施設の整備を進めるなど、市民の自主的なまちづくりを支援します。

ブロックの区域割図



すべての地域に共通する主な取組

部門別計画に記載している全市的な取組のうち、地域において市民との協働によりまちづくりを進めるための取組について、すべての地域に共通する主なものを記載しています。

1. すべての人がいいきき輝くまちづくり

- 非核平和、人権の尊重に向けて、平和祈念資料室や交流活動館などを拠点に情報発信に努めるとともに、身近な場所での教育と啓発を進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センターを拠点に情報発信に努めるとともに、身近な場所での啓発や学習を進めます。また、地域社会において男女共同参画を進めます。

2. 市民自治が育む自立のまちづくり

- 地域の課題に取り組めるよう講習会や学習会の開催と情報の提供に努めます。
- 自主的なコミュニティ活動を尊重し、コミュニティ活動団体の支援に努めます。
- コミュニティの振興のために、学校施設の地域開放など施設の多目的化を進め、地域の関連施設のネットワーク化を図ります。
- 市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。

3. 健康で安心して暮らせるまちづくり

子ども

- 地域子育て支援センターの充実を図ります。
- 保育所、留守家庭児童育成室の施設整備を進めます。
- 子育てサークルが地域で交流し、相談し合える場の整備に努めます。
- 子育て支援センターを拠点に、家庭、地域、学校、行政の連携による子育てネットワークの形成を図ります。また、地域での連携を深め児童虐待を防止する環境をつくります。
- 障害のある子どもがより適切な処遇が受けられるよう、保育所、幼稚園、学校、留守家庭児童育成室などの条件整備を行います。
- 子どもを犯罪や事故から守るために、防犯設備等の整備を進めるとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。
- 子どもが身近に緑や水と親しめる公園の整備に努めます。

高齢者・障害者・地域福祉

- 高齢者が地域に必要なサービスが受けられるよう、施設サービスや在宅サービスの基盤の整備を進めます。
- 障害者の日常的な交流の機会を充実します。
- 身近な相談窓口の充実を図るとともに、地域で総合的な相談や地域ケア体制を整え、高齢者や障害者の保健福祉サービスの充実を図ります。
- 地域のボランティアや福祉活動を支援し、協働を進めます。

健康づくり

- 地域の中で気軽に健康づくりができるよう関係機関と連携し環境づくりを進めます。

4. 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

学校教育 青少年

- 幼稚園、保育所、小学校との連携を深め、幼稚園が地域の幼児教育のセンター的役割を發揮します。
- 地域に開かれた学校づくりを進め、地域・学校が連携して子どもたちの育成、安全の確保などに取り組みます。家庭、学校、地域がともに取り組むための教育コミュニティづくりを進めます。
- 子どもたちが安全で安心して過ごせるよう居場所づくりを進めます。
- 地域住民の協力の下、青少年健全育成協力店運動を広げるなど、非行防止等の環境整備に努めます。

生涯学習

- 地域での生涯学習・文化活動のニーズに応えることができるよう、地区公民館の運営体制の充実を図ります。
- 小学校の多目的教室などを学校教育活動に支障のない範囲で地域の団体に開放し、生涯学習活動を支援します。

体育・スポーツ

- 地域におけるスポーツ活動の指導者養成を行い、学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。

文化

- 芸術文化にふれる機会の提供を図るとともに、文化会館（メイシアター）をはじめとするさまざまな文化施設や地区公民館などでの市民の幅広い文化活動を支援します。
- 地域に残されているさまざまな文化財の保存に向けて、啓発に取り組みます。

5. 環境を守り育てるまちづくり

- 環境悪化を未然に防止し、市民の健康を守るため、地域における大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境監視体制の充実を図ります。
- 市民、事業者、NPOなどの自主的な環境美化活動や自然保護活動を支援します。
- 市民と事業者との連携を図り、省エネルギーや緑化の推進などヒートアイランド対策、地球温暖化対策を推進します。
- 廃棄物やリサイクルの問題を中心とする循環型社会の形成に向け、資源リサイクルセンターなどを拠点に情報発信や人材育成に努めるとともに、身近な場所での市民、事業者の自主的な活動を支援します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、地域からの環境創造を進めるため、家庭、学校、地域など多様な場における環境学習・環境教育の充実を図ります。

6. 安全で魅力的なまちづくり

- 高齢者や障害者など援助を必要とする人の災害時の安全と避難を確保するため、地域での連携・協力体制をつくります。また、自主防災組織の設置を促進します。
- 道路や公園などにおいて、防犯面を考慮した整備に努めます。
- 安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。
- 身近な公園や緑地の管理を市民との協働により行います。
- 公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを進めます。
- 誰もが安心して通行できる歩道の整備・充実を図ります。
- 分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替えを促進するため、支援制度を推進します。
- 開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、建築協定や地区計画などの制度を活用し、市民の自主的なまちづくりを支援します。
- みどりの協定や里親道路など暮らしに密着した景観形成活動の支援に努めます。

7. 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

- 商業地に、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持たせ、その活性化とまちのにぎわいをつくります。
- 商業地の個性を生かし、空き店舗などの活用も含め、日常生活の利便性に配慮した快適な魅力ある商業地づくりを進めます。
- 農地の持つ多面的な機能を活用し、農地の保全と有効活用を図ります。
- 市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあう機会の充実に努めます。

JR以南地域

プロフィール

安威川や神崎川を隔てて大阪市と接し水運に恵まれていたことから、交通の要衝として発展し、市内でも早くから開けてきた地域です。吹田発祥の地と言われ、旧集落のまちなみや高浜神社、護国寺等の由緒ある寺社など、かつての面影を残しています。また、JR吹田駅付近は、大正時代の駅移転に伴って旭通商店街が形成されるなど、商業の中心地として発展してきました。

地域の中には、面的整備による比較的整然とした市街地もありますが、多くは自然発生的に形成された市街地となっています。

南西部の神崎川沿いには、大規模な工場や、市民プールやスポーツグラウンドなどのある中の島公園が立地しています。

現在、地域の中央部で都市計画道路・十三高槻線の整備が進められています。

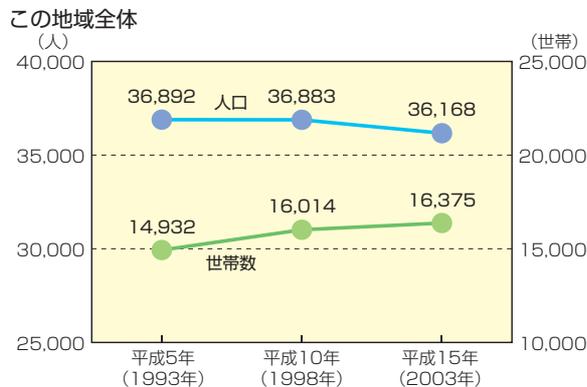


まちの様子

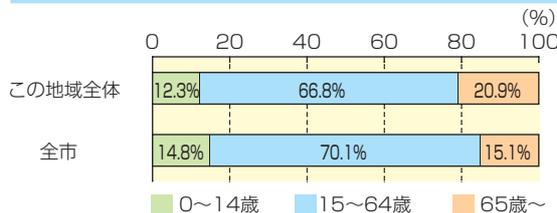
人口

人口減少が続く中で、高齢化が進んでいます。

人口・世帯数の移り変わり 住民基本台帳による



年齢3区分別の人口割合 平成15年(2003年)住民基本台帳による

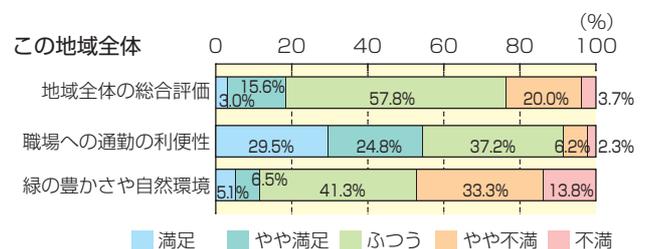
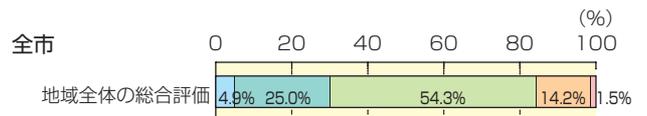


土地利用・住宅

全市の中で工場地の比率が最も高く、緑地等の比率が最も低くなっています。住宅地の評価は、緑や自然環境、景観の満足度が極めて低くなっています。

住宅地の評価

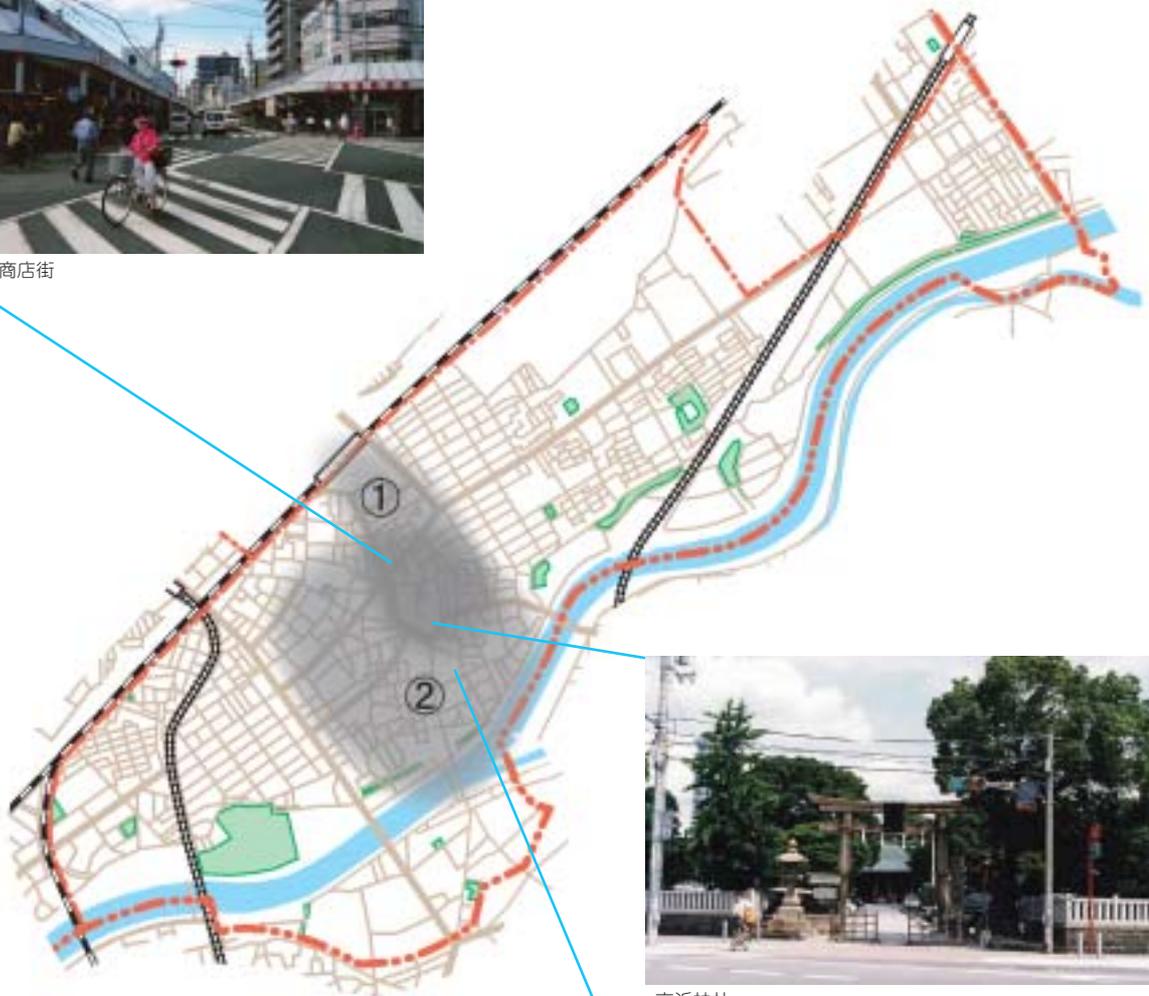
無回答は除外した構成比
平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
※従来のブロックの区割りにによる



地域マップ



旭通商店街



高浜神社



歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)

まちづくりの基本方向と計画

旭通商店街とその周辺

基本方向

日常生活の利便性を重視した地域に根を張る商店街の活性化を進め、ふれあいとにぎわいのあるまちづくりを進めます。

計 画

- 地域や業種、世代間の交流、消費者との交流、まつりや周辺の歴史・文化資源の活用などを通じ、幅広い層の人びとでにぎわう商店街づくりを支援します。
- 空き店舗を活用した大学やNPOなどとの連携による新たな事業を支援します。
- 地域社会に密着したコミュニティビジネスの振興を図ります。
- 商業者と協力し、放置自転車や違法駐車等の解消に努めます。

浜屋敷とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、地域文化の創造や、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計 画

- 歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）や旧西尾家住宅（文化創造交流館）を活用し、かつての吹田の歴史・文化を学ぶ機会の創出や地域文化の交流を図ります。
- 神社、寺院などの歴史・文化資源を生かしたまちづくりを、市民の協力の下で進めます。また、近くにある商店街と連携し、まちのにぎわいの創出に努めます。
- 現在も残る歴史的まちなみの面影を生かし、趣のある景観形成を図るとともに、水辺や公園などと結ぶ遊歩道を形成します。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

河川を生かし、ふれあいの場として活用します。

防災性の向上や、緑化の推進などに努め、生活環境の向上を図ります。

環境と調和した工業の振興を図ります。

計画

- コミュニティセンターの運営に、より多くの市民の参加を促し、市民の多様な活動の拠点として、また地域福祉の拠点として事業の充実を促進します。
- 地域における支え合いのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 神崎川や安威川などの緑と水辺を生かし、市民や事業者との協働により、ふれあいの場として活用します。
- 木造建築物が密集する地区では、建築物の不燃化・耐震化や生活道路の整備改善、敷地内の緑化誘導を図ります。
- 公園整備やまちの緑化に努めます。また、ポケットパークなど身近なオープンスペースの確保に努めます。
- 十三高槻線、豊中岸部線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。また、流域下水道の整備を促進し、未整備地域の下水道整備を進めます。
- 工業の高度化や環境に配慮した事業活動を支援し、都市型工業への展開を図ります。
- 岸辺駅周辺のまちづくりについては、「安心・安全なまち」「大学と共存するまち」「うるおいのあるまち」「人が集うまち」「心通わせるまち」の実現に向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- (仮称)西吹田駅前の整備については、地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。

片山・岸部地域

プロフィール

千里丘陵のすそ野にあたり、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれ、後期難波宮や平安京の造営に用いられた瓦の生産地であったことが知られています。

明治時代には、ビール工場が創業し、大正時代には国鉄吹田操車場が設けられ、「ビールと操車場のまち」とイメージさせた地域です。昭和に入ると「産業道路」と呼ばれる大阪高槻京都線の開通を機に、片山商店街が形成され、住宅地として発展しました。

片山公園とその周辺には中央図書館や市民体育館、総合福祉会館、男女共同参画センター（デュオ）などが集積し、公共施設ゾーンが形成されています。

東部には、大阪学院大学が立地し、また、北東部には由緒ある寺社があり、旧集落の面影を一部に残しています。

現在、この地域では紫金山公園の整備や都市計画道路・千里丘豊津線の整備が進められています。

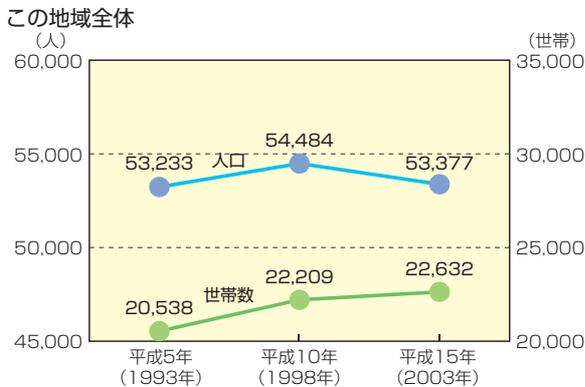


まちの様子

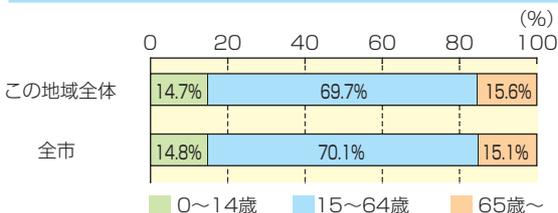
人口

人口は一時増加しましたが、現在は減少しています。

人口・世帯数の移り変わり 住民基本台帳による



年齢3区分別の人口割合 平成15年(2003年)住民基本台帳による

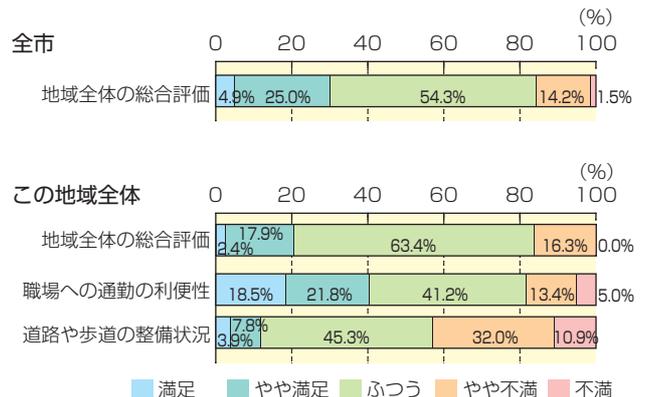


土地利用・住宅

一戸建と長屋建住宅の比率が高い地域です。住宅地の評価は、道路や歩道の整備で満足度が低くなっています。

住宅地の評価

無回答は除外した構成比
平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
※従来のブロックの区割りにによる



地域マップ



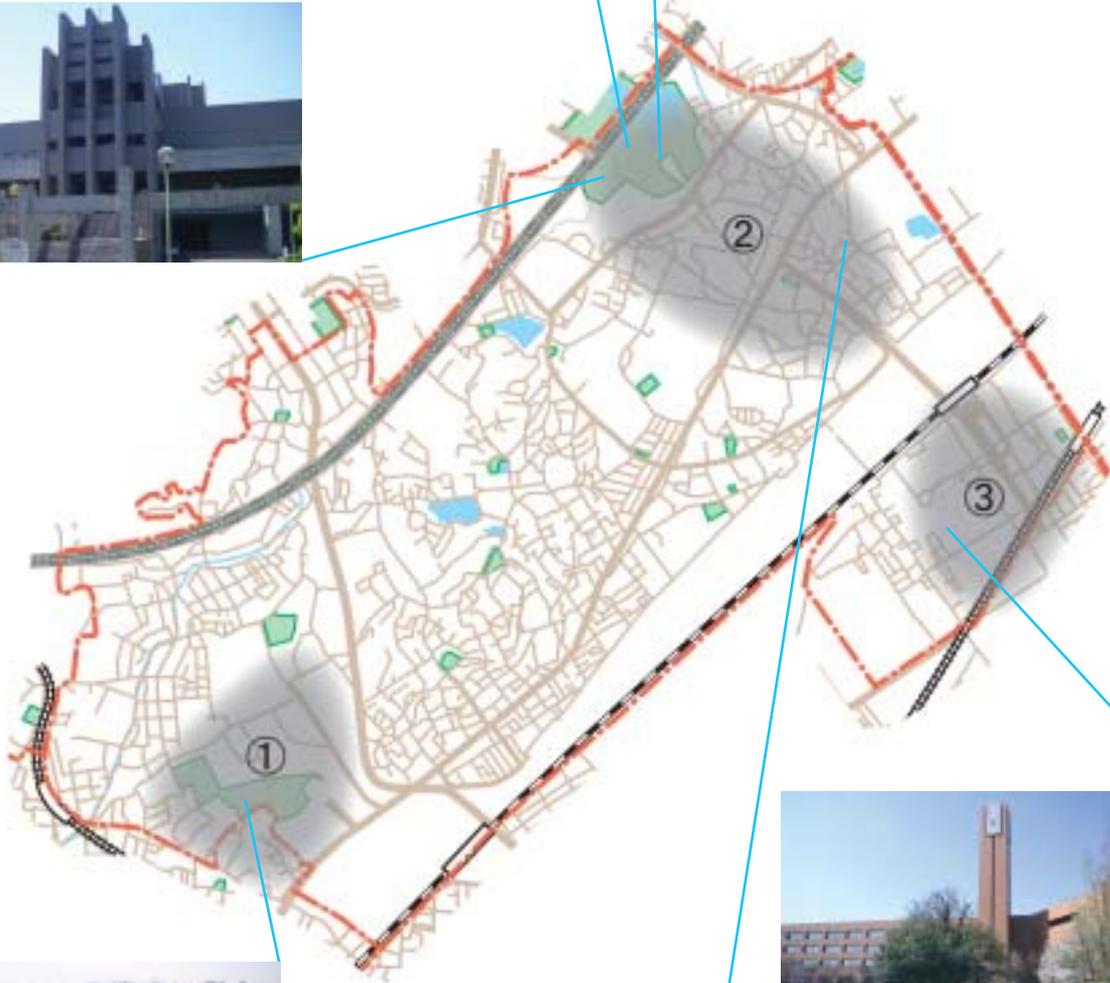
紫金山公園



吉志部神社



博物館



片山公園周辺



旧吉志部東村のまちなみ



大阪学院大学

まちづくりの基本方向と計画

片山公園とその周辺

基本方向

地域に集積している福祉、保健、医療の関係施設や機関の連携を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

片山公園と周辺に整備されている公共施設を生かし、市民の交流広場づくりを進めます。

計画

- 総合福祉会館、保健センター、子ども家庭センターや社会福祉協議会など福祉、保健、医療の関係施設や機関の集積を生かし、拠点としての機能を高めます。
- 片山公園を緑の拠点とし、周辺に整備されている図書館や市民会館、体育館などの資源を生かし、集いと憩いの交流広場づくりを進めます。

紫金山公園とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、地域文化の創造や、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 旧街道沿いや吉志部神社への参道を、個性ある景観として継承・育成し、歩いて楽しめる道として活用します。
- 地域に残されている歴史的なまちなみを生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 紫金山公園一帯の自然や歴史・文化環境を保全し、市民の交流を広げる場とします。また、博物館を活用し、身近な地域の歴史・文化を学ぶ機会の創出に努めます。

大阪学院大学とその周辺

基本方向

地域の人と大学や学生との交流を深め、岸辺駅と正雀駅が近接する交通至便な立地特性を生かした、にぎわいと活気のあるまちづくりを進めます。大学を地域資源として生かし、地域文化を育みます。

計画

- 商業者との協働により、学生と地域の交流の場の充実に努め、にぎわいと活気のある商業地づくりを進めます。
- 大学の施設開放やまちづくりへの参加などを促進し、市民の学習環境の充実と市民文化の振興を図ります。
- 大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域文化の発展とまちづくりに生かせるよう、大学との連携事業を推進します。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

防災性の向上や、緑化の推進などに努め、生活環境の向上を図ります。

計画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域における支え合いのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 木造建築物が密集する地区では、建築物の不燃化・耐震化や生活道路の整備改善、敷地内の緑化誘導を図ります。
- 公園整備やまちの緑化に努めます。また、ポケットパークなど身近なオープンスペースの確保に努めます。
- 交通の不便な地域での移動手段について検討します。
- 豊中岸部線、千里丘豊津線、南千里岸部線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。また、雨水施設の未整備地域では、その効率的な整備に努めます。
- 吹田操車場跡地の整備については、本市のみならず広域的な利用も視野に入れ、周辺地域との調和や居住環境の向上、緑豊かな公共空間の創出など、魅力的で独自性のあるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- 岸辺駅周辺のまちづくりについては、「安心・安全なまち」「大学と共存するまち」「うるおいのあるまち」「人が集うまち」「心通わせるまち」の実現に向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- 大規模な開発については、新たな世代の流入が期待できる魅力的なまちづくりに向けて、周辺環境と調和した開発の誘導に努めます。
- 日常生活の利便性に配慮した商店街の活性化とともに、店舗を活用した地域交流を促進します。

豊津・江坂・南吹田地域

プロフィール

千里丘陵の南側にあり、地下水が豊富で垂水神社など水にゆかりのある史跡が多くあります。また、地区内の遺跡からは、古代より広域的に交流があったことがうかがえます。千里ニュータウンの開発や万国博覧会の開催を機に国道423号（新御堂筋）や地下鉄御堂筋線の延伸整備が進められ、江坂駅周辺等では土地区画整理事業が行われました。

江坂駅を中心に、北大阪の都心的役割としての商業・業務施設やアミューズメント施設の集積する地区となっていますが、その周辺には旧集落の面影を残したまちなみや、北部には閑静な住宅地が形成されています。また、東部には市役所や文化会館（メイシアター）があり、南部の神崎川沿いには大規模な工場が数多くみられます。

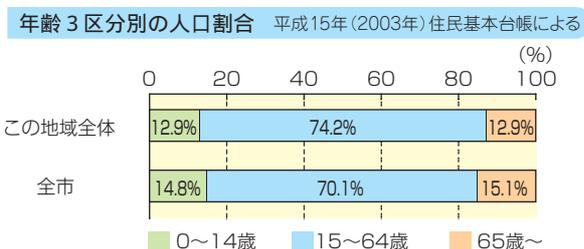
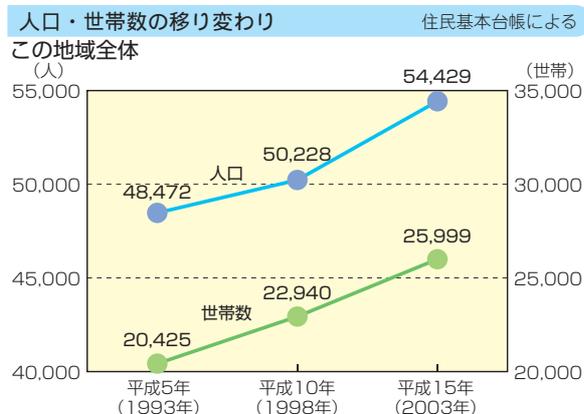
西部の松並木のある高川、中央部の桜並木のある糸田川沿いの緑道は、まちなかでの貴重な緑と水辺の空間となっています。



まちの様子

人口

人口増加が続き、一人暮らし世帯が最も多い地域となっています。

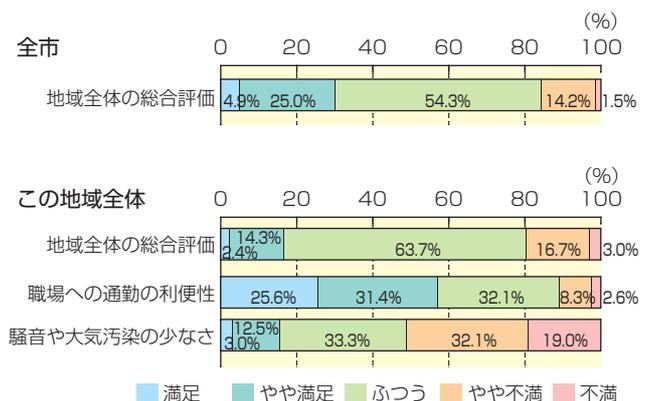


土地利用・住宅

商業業務地の比率が高く、緑地等の比率が低くなっています。全市の中で民間賃貸共同住宅の比率が最も高くなっています。住宅地の評価は、緑や自然環境、景観、騒音や大気汚染についての満足度が低くなっています。

住宅地の評価

無回答は除外した構成比
平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
※従来のブロックの区割りにによる



地域マップ



蔵人旧集落のまちなみ



垂水神社



エスコタウン



江坂公園周辺

まちづくりの基本方向と計画

江坂駅周辺

基本方向

江坂駅周辺の商業・業務機能やサービス機能の集積を促進し、北大阪の都心的役割を高めます。

商業・業務機能と居住機能の調和したまちづくりを進めます。

自治会や事業者などが連携したまちづくりの取組を支援するとともに、特色ある文化を全国に発信する、若々しく魅力あるまちづくりをめざします。

計画

- 個性的で魅力ある専門店の集積を促進します。また、起業を支援し、地域への定着を促進します。
- 情報サービスなど産業支援型企業の誘致・育成を進めます。
- 商工業者の交流の場づくりを進め、江坂が商工業の核となるよう支援します。
- 事業者などが連携した祭りや文化イベントなどを支援し、多くの人を訪れたいにぎわいのある商業地づくりを促進します。
- 専門学校や劇団、事業者と協働し、文化交流施設の誘致や若者たちの交流の場づくりを進め、特色ある「江坂文化」を発信します。
- 地域のコミュニティと協働し、防犯活動やまちの美化活動、緑や花を増やす取組などを支援し、快適で安心・安全な環境整備を進めます。

榎坂・蔵人や垂水の旧集落とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 榎坂・蔵人の旧集落、垂水に点在する史跡や旧集落、垂水の森などの歴史・文化資源と自然を生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 歴史・文化資源に親しみながら歩けるルートを形成し、近くの河川と結びます。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

河川を生かし、ふれあいの場として活用します。

緑化の推進などに努め、生活環境の向上を図ります。

環境と調和した工業の振興を図ります。

計画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域福祉の拠点となる地域保健福祉センターの整備に努めます。
- 高齢者を支える地域でのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 保育・子育てへの多様なニーズに対応して、子育て支援活動を地域住民、社会福祉事業者との協働で進めます。
- 子どもが安心して遊べる場の整備に努めます。
- 神崎川などの緑と水辺を生かし、市民や事業者との協働により、ふれあいの場として活用します。
- 公園整備やまちの緑化に努めます。また、ポケットパークなど身近なオープンスペースの確保に努めます。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。
- 工業の高度化や環境に配慮した事業活動を支援し、都市型工業への展開を図ります。
- (仮称)西吹田駅前の整備については、地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。

千里山・佐井寺地域

プロフィール

市域中央部に位置しており、千里丘陵の起伏に富んだ地形を持ち、古くから尾根筋に佐井寺、谷筋に春日などの集落が形成されてきました。集落内には歴史的なまちなみ、佐井寺伊射奈岐神社や佐井寺など歴史的資源が数多く残されています。

千里山地区は、大正末期に阪急千里線の開通に伴って郊外住宅地として開発され、緑豊かな閑静な住宅地として発展してきました。広大な敷地に豊かな緑とオープンスペースを持つ関西大学は、地域文化や学生向けのにぎわいのある商業地を形成してきました。

佐井寺地区では、古くからの集落が持つ趣を残している市街地に加えて、土地区画整理事業により新しい住宅が多く建設されました。そのため、この地域では近年人口が著しく増加しています。



まちの様子

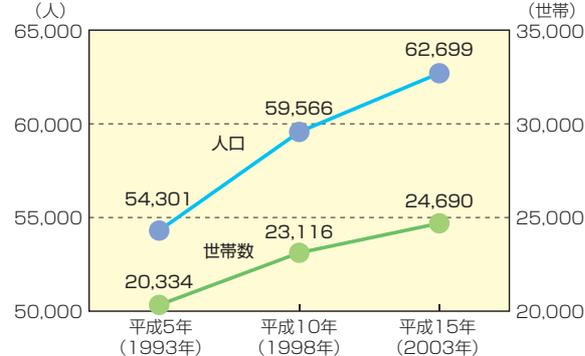
人口

人口増加が続き、年少人口の比率が高く、子どもがいるファミリー世帯の比率も高くなっています。

人口・世帯数の移り変わり

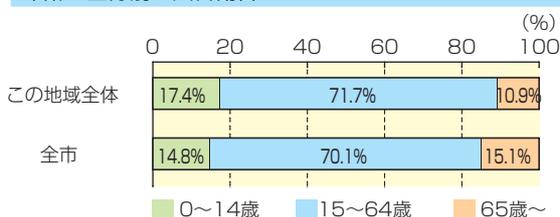
住民基本台帳による

この地域全体



年齢3区分別の人口割合

平成15年(2003年)住民基本台帳による

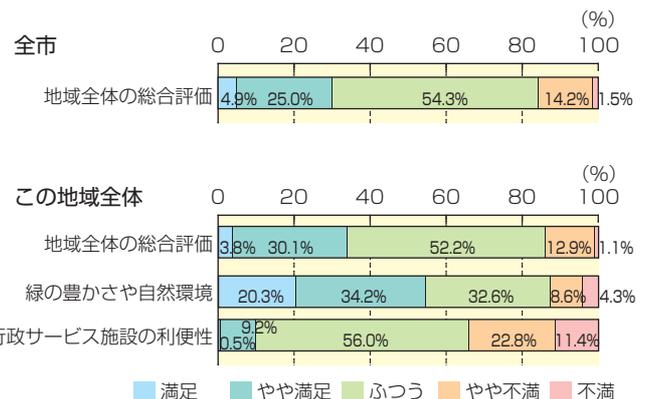


土地利用・住宅

共同住宅の比率が7割を超え、中でも民間賃貸共同住宅の比率が高くなっています。住宅地の評価は、緑や自然環境、景観の満足度が高く、行政サービス施設の利便性は低くなっています。

住宅地の評価

無回答は除外した構成比
 平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
 ※従来のブロックの区割りにによる



地域マップ



春日神社



佐井寺伊弉奈岐神社



佐井寺



佐井寺旧集落のまちなみ



千里山のまちなみ



千里山第一噴水



関西大学

まちづくりの基本方向と計画

佐井寺や春日の旧集落とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計 画

- 春日神社、佐井寺、佐井寺伊射奈岐神社などの歴史・文化資源を生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 佐井寺や春日の旧集落に現在も残る歴史的まちなみの面影を生かし、趣のある景観形成を図ります。
- 緑の保全に努め、歴史・文化資源や自然に親しみながら歩けるルートを形成します。

関西大学とその周辺

基本方向

地域の人と大学や学生との交流を深め、大学が地域に息づくまちづくりを進めます。大学を地域資源として生かし、地域文化を育みます。

計 画

- 関大前駅や関西大学の周辺では、地域住民や商業者などとの協働により、学生と地域の交流の場の充実に努め、学生街としてのにぎわいと活気のあるまちづくりを進めます。
- 大学の施設開放やまちづくりへの参加などを促進し、市民の学習環境の整備と市民文化の振興を図ります。
- 大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域文化の発展とまちづくりに生かせるよう、大学との連携事業を推進します。
- 留学生との交流などを促進し、身近な地域での国際交流を進めます。

千里山住宅とその周辺

基本方向

千里山住宅とその周辺は、緑豊かで落ち着いた佇まいをみせており、風致地区にふさわしい良好な住環境の保全と育成に努めます。

計 画

- 地区計画制度や建築協定制度などの活用や、景観の誘導などにより、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 「みどりの協定」地区の拡大などにより、緑豊かなやすらぎのあるまちなみの育成を図ります。
- 洋風住宅など郊外型住宅地開発の文化的遺産を保全し、この地区の伝統を生かした住文化の創造に努めます。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

道路整備などに努め、生活環境の向上を図ります。

計 画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域福祉の拠点となる地域保健福祉センターの整備に努めます。
- 児童館の整備を進めます。また、子育て支援活動を地域住民、社会福祉事業者との協働で進めます。
- 交通の不便な地域での移動手段について検討します。
- 千里山駅周辺の交通混雑を解消するため、千里山佐井寺線、春日豊津線の整備の促進に努めます。
- 豊中岸部線、佐井寺片山高浜線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 雨水施設の未整備地域では、その効率的な整備に努めます。
- 千里山駅周辺整備事業については、地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- 春日地区は、マンション建設により若年ファミリー層を中心に人口が急増しており、コミュニティの振興や子育て支援に努めます。

山田・千里丘地域

プロフィール

市域東部に位置しており、山田川や旧小野原街道沿いに古くから大きな集落が形成されています。集落内には旧家や由緒ある紫雲寺、圓照寺、山田伊射奈岐神社、太鼓神輿や権穴おどりなど、有形、無形の歴史的資源が数多く残されています。

山田西地区では、民間マンションや住宅団地の建設により急速に市街化が進みましたが、ヒメボタルの保存活動や公民館活動などコミュニティ活動が盛んに行われています。また、千里丘地区では企業の厚生施設、毎日放送千里丘放送センターなどの施設が立地していますが、比較的緑の多いこの地域でマンション開発などが進んでいます。

阪急山田駅周辺では、地域住民と事業者、行政によるまちづくりが実施され、さらに公共施設の整備により、新たな交流拠点が形成されようとしています。

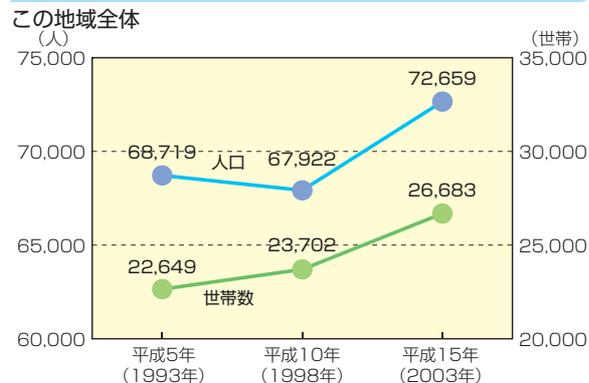


まちの様子

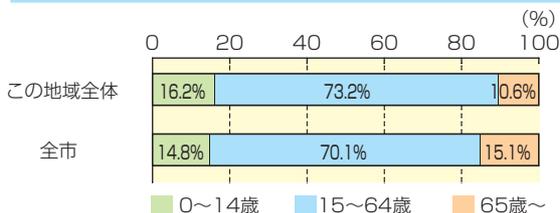
人口

人口増加が続き、年少人口の比率が高く、子どもがいるファミリー世帯の比率も高くなっています。

人口・世帯数の移り変わり 住民基本台帳による



年齢3区分別の人口割合 平成15年(2003年)住民基本台帳による

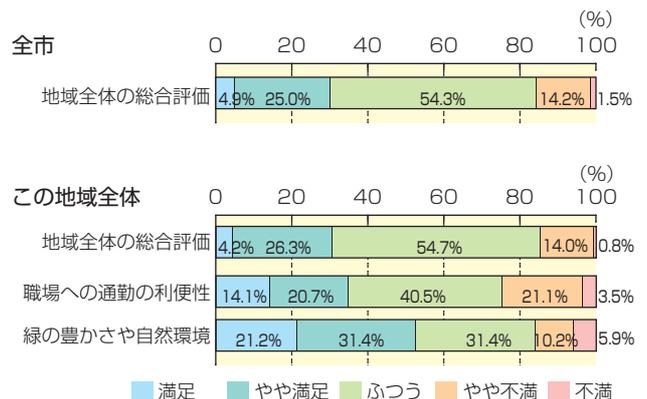


土地利用・住宅

6階建て以上の共同住宅の比率が5割、持ち家の比率が6割を超えています。住宅地の評価は、緑や自然環境の満足度が高く、職場への通勤の利便性は満足度が低くなっています。

住宅地の評価

無回答は除外した構成比
平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
山田・千里丘地域については、万国博記念公園・大阪大学地域を含めた集計
※従来のブロックの区割りにによる



地域マップ



山田旧集落のまちなみ



圓照寺



山田伊射奈岐神社



千里丘のまちなみ

まちづくりの基本方向と計画

山田の旧集落とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源を生かし、歴史・文化のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 山田伊射奈岐神社、紫雲寺、圓照寺などの歴史・文化資源を生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 旧集落に現在も残る歴史的まちなみの面影を生かし、趣のある景観形成を図ります。
- 旧小野原街道や山田川沿いの道を、歩いて楽しめる道として活用します。
- 古くから伝わるまつりなどを通じて、幅広い層の地域住民の交流を促進します。

千里丘

基本方向

地域内の比較的まとまった緑の保全を図ります。また、住宅開発に伴う若年ファミリー層の流入に対応できるよう、公共施設の適正配置に努めるとともに、良好な住環境の保全と育成に努めます。

計画

- 土地所有者や開発事業者などの協力を得ながら、緑の保全を図ります。
- 学校をはじめとする公共施設の適正配置や幹線道路の整備に努めます。
- 大規模な開発に対する住民意見が反映される仕組みづくりを進め、良好な住環境の保全に努めます。
- 地区計画制度や建築協定制度などの活用や、景観の誘導などにより、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 交通の不便な地域での移動手段について検討します。
- コミュニティの振興と活動拠点の整備を進め、住民同士の交流を促進します。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

道路整備などに努め、生活環境の向上を図ります。

計画

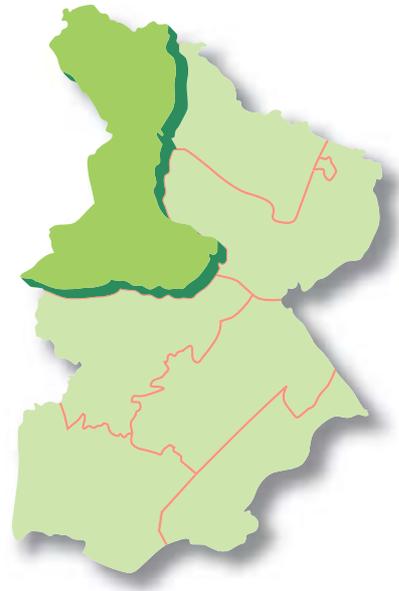
- コミュニティセンターの運営に、より多くの市民の参加を促し、市民の多様な活動の拠点として、また地域福祉の拠点として事業の充実を促進します。
- 地区集会所や地区公民館を活用した子育て支援をはじめ福祉や教育など、地域のさまざまな活動を支援し、交流を促進します。
- 千里丘豊津線、箕面山田線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 雨水施設の未整備地域では、その効率的な整備に努めます。
- 山田西地区には、今後更新時期を迎える分譲マンションが多く立地しており、これらの維持管理や建替えに向けた支援を進めます。

千里ニュータウン・万博・阪大地域 (その1) 千里ニュータウンを中心とするエリア

プロフィール

竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、日本で初めてのニュータウンとして、大規模開発事業が昭和30年代から約10年をかけて行われました。集合住宅と戸建住宅による住宅地、地区センターや近隣センターの商業地をはじめ、公園、道路などが計画的に整備され、大阪都心への交通利便性が高いまちとなっています。まちびらきから40年ほどが経過した現在では、住宅の老朽化も進み、時代の変化に対応したまちの更新時期を迎えています。

ニュータウン周辺部ではかつての千里丘陵の竹林や雑木林などが残されており、緑豊かな自然景観が保たれています。北部には国立循環器病センターや千里金蘭大学、青少年野外活動センターや市民体育館、市民プールなどの施設が立地し、南部でも千里救命救急センターなどの医療施設が立地しています。



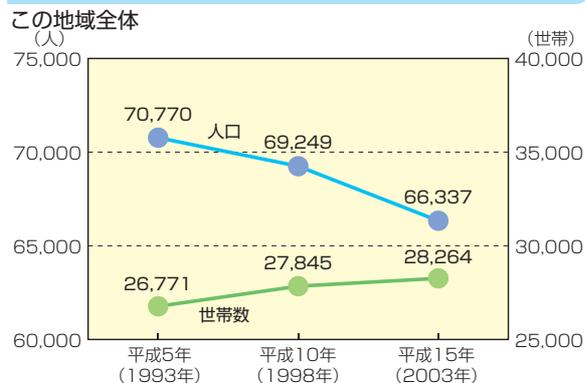
まちの様子

人口

人口減少が著しく、全市の中で最も高齢化が進んでいます。高齢者のみの世帯が非常に多くなっています。

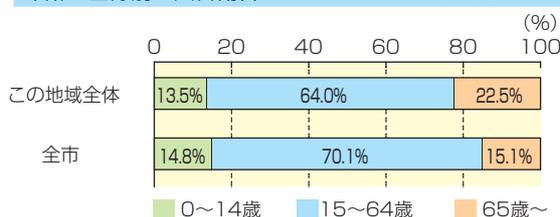
人口・世帯数の移り変わり

住民基本台帳による



年齢3区分別の人口割合

平成15年(2003年)住民基本台帳による

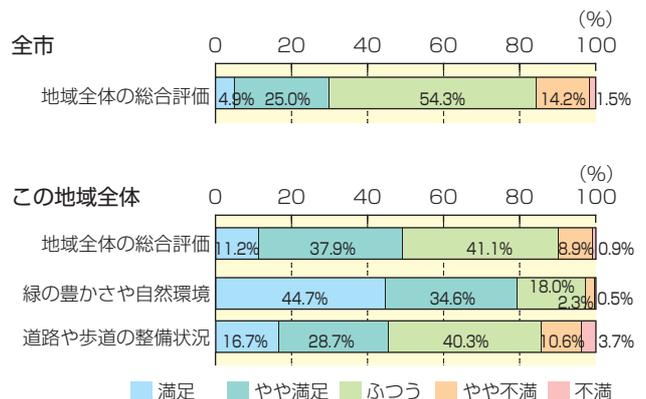


土地利用・住宅

5階建て以下の共同住宅が約6割、公営・公団等の公的借家が約6割を占めています。住宅地の評価は、緑や自然環境、景観の満足度が極めて高く、総合評価も高くなっています。

住宅地の評価

無回答は除外した構成比
平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
※従来のブロックの区割りにによる



地域マップ



北千里地区のまちなみ



千里南公園



まちづくりの基本方向と計画

この地域全体

基本方向

大規模な建替え事業においては、周辺環境と調和した良好な住環境の保全と育成に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。また、多様な世帯が住めるまちづくりを促進します。

計画

- 公共賃貸住宅の建替えについては、住民をはじめとする関係者による協議など合意形成を促進するための環境整備に努めます。
- 公共賃貸住宅の建替えにおいて、緑地やオープンスペースが確保されるよう、誘導を図ります。また、多様なデザインの導入を促進します。
- 地区計画制度や建築協定制度などの活用や、景観の誘導などにより、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 高齢者向け住宅や若年世帯が入居できる住宅の供給を促進します。
- 幹線道路や主要な歩行者専用道の沿道などにおいて、日常生活へのサービス施設を配置するなど、立地条件や必要性に応じた住宅地の複合機能化を促進します。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。

基本方向

地区センターは、多様な商業・業務機能に加えて、市民の文化や学習、交流の拠点として、充実に努めます。また、近隣センターは、日常生活の利便性の高い商業機能の整備とともに、福祉・交流の場としての活用を図るなど、にぎわいと安心のあるまちづくりを進めます。

計画

- 大学との連携により学習・文化機能の充実に努め、商業機能の活性化に結び付けます。
- 事業者と地域住民によるまちづくりの取組を支援し、活性化を図ります。
- 空き店舗を活用した大学やNPOなどとの連携による新たな事業を支援します。
- 地域社会に密着したコミュニティビジネスの振興を図ります。
- 高齢者福祉や子育て支援にかかるサービス機能の充実に努めます。

基本方向

自治会や地域で活動するNPO、ボランティア団体などのさまざまな活動を通じて、ふれあいのあるまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

特色あふれる「千里文化」の発展に向けて取り組みます。

計画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域福祉の拠点となる地域保健福祉センターや、児童館の整備に努めます。
- 地域における支え合いのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 大学等の学術研究機関や文化人・芸術家などが地域で交流する機会を充実し、地域の文化活動の促進を図ります。
- 留学生との交流などを促進し、身近な地域での国際交流を進めます。

千里ニュータウン・万博・阪大地域（その2）万博記念公園・大阪大学を中心とするエリア

プロフィール

竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、昭和36年（1961年）から大阪大学の移転計画が進められる一方、昭和45年（1970年）には万国博覧会が開催され、現在では万博記念公園と大阪大学キャンパスが地域の大部分を占めています。

万博記念公園内には国立民族学博物館、府立国際児童文学館、日本民芸館、自然文化園、日本庭園、エキスポランド、万国博記念競技場などがあり、多くの人びとに親しまれています。

万博記念公園東側に資源リサイクルセンターが立地しており、市民のリサイクル活動拠点となっています。また、北西部の大阪大学には多数の教育研究機関や医療機関が立地しており、これらの集積を背景にした「文化・学術・研究の拠点」としての充実が図られています。



地域マップ



大阪大学



国立民族学博物館



万博記念公園



資源リサイクルセンター(くるくるプラザ)

まちづくりの基本方向と計画

この地域全体

基本方向

大阪大学や国立民族学博物館などが立地した高度な文化・学術・研究環境を生かし、住み、学び、働く、訪れる人でにぎわう、学びと文化創造のまちづくりを進めます。

計 画

- 文化・学術・研究施設の集積を活用し、市民、大学、事業者や行政が連携しながら、人材の育成と交流、教育文化環境の充実を進めます。

基本方向

万博記念公園の広大な敷地と豊かな緑は、多くの市民の誇りとなっており、レクリエーションと憩いの拠点として、訪れる人の顔が輝く交流広場づくりを進めます。

計 画

- 日本万国博覧会機構と連携しながら、広大な敷地にある豊かな自然を保全・活用し、多くの人びとが訪れ、自然に親しみ、遊び、交流できる環境整備に努めます。

基本計画 —基本計画推進のために—

新たな将来像である「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」は、市民の暮らしの場であるまちを、安心して暮らし、働き、学び続けることができる「美しい都市」として実現することをめざしています。「美しい都市」とは、生活基盤が整った中で、緑や水辺、歴史的まちなみ、商店街や建物、歩道などがうるおいや落ち着きをみせているだけでなく、都市文化が育ち、人びとが集い、交流し、豊かなコミュニティが形成されたまちのことであり、それは、35万人の市民が、多様な暮らしを平和に穏やかに、豊かに営んでいるまちの姿でもあります。

地域は、それぞれに特徴があり、異なるまちなみを形成しています。地域に視点を置いた取組が必要です。

将来像の実現のために、市民参画・協働の仕組みを整え、英知を生かし、市民とともにまちづくりに取り組み、地域での総合的できめ細かな施策の展開を図っていかねばなりません。

以上のことから、基本計画について、次の方策を講じ推進します。

協働によるまちづくり

「協働によるまちづくり」を進めるために、次のことに取り組みます。

- ①市民の活動を促進するため、情報の積極的な提供や活動の場の整備を進めるとともに、参画の仕組みを整えます。
- ②福祉や環境、文化などの分野での、また、身近な地域での自主的なまちづくり活動を支援し、協働による事業の推進を図ります。
- ③市民、関係団体や関係機関、行政などによる地域でのネットワークを形成し、その安定的・効果的な運営を行うために、必要な拠点施設の配置と専門的な支援を行います。

地域の特性を生かしたまちづくり

地域の特性を生かしたまちづくりを進めるために、次のことに取り組みます。

- ①部門ごとのさまざまな施策を、地域において総合化するとともに、これらの施策を、市民の自主的なまちづくりと連携させて効果的に実施するために、推進体制の整備を行います。
- ②地域のまちづくりについて、地域住民との協働を進める仕組みづくりに努めます。
- ③地域別計画については、市域を6ブロックに区分した広域的なものであることから、より身近な生活圏での現状や課題を把握し、更にきめ細かな対応を行うとともに、市民自らが取り組むまちづくりを支援し、計画の推進を図ります。

行政構造の改革

市民、事業者、行政がそれぞれに「まちづくりの主体」として役割と責任を分担し、協力し合う関係を築くために、これまでの行政のあり方を見直し、構造改革に取り組む必要があります。

- ①市民、事業者、行政の役割について、時代の変化に対応しながら、市民、事業者とともに検討を進めます。
- ②行政の透明性を高めるために、情報の共有化を進めます。
- ③協働によるまちづくりを推進するため、意思決定の迅速化とともに、縦割り組織の欠陥を補う柔軟な執行体制の整備を図ります。
- ④めざす職員像、組織像の指針となる「人材育成基本方針」に基づき、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図ります。

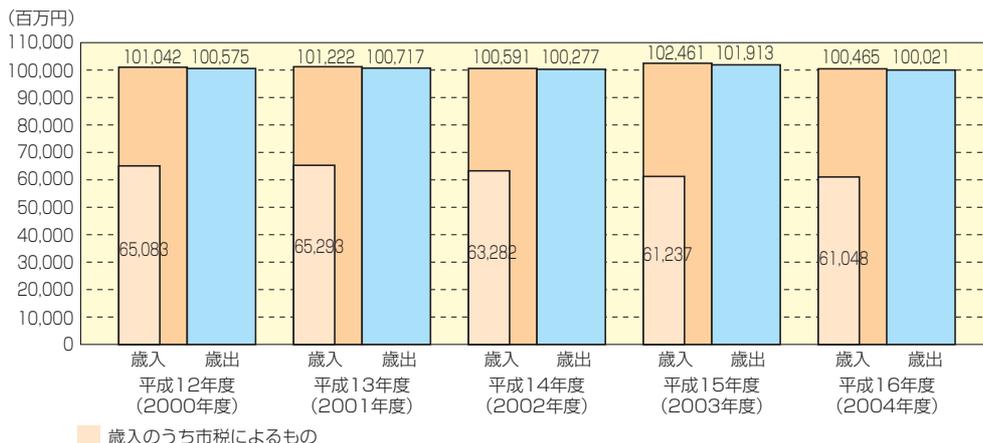
計画的な行財政運営の推進

行政課題に効率的・効果的に応え、市民の満足度を高めていくために、次の方策を講じます。

- ①簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。
- ②健全な財政基盤を確立するため、適正な行財政運営に努めます。さらに、自主財源の充実・確保に努めるとともに、国に対しては、事務と責任に見合った税源移譲を伴った真の地方分権推進を求めていきます。
- ③計画的に施策を実施するため、財政的な裏付け、事業の緊急性、効果の検討を行いつつ、5年を期間とする実施計画を定め、推進を図ります。
- ④効率的・効果的な施策の実施と見直しを行うために、事務事業評価システムの充実と、総合的な行政評価システムの構築を行います。
- ⑤基本計画の進行管理について、数値目標の到達度など計画の進捗状況を市民に公開し、協働して点検する仕組みを構築します。
- ⑥市域を越える広域的な行政課題に効率的・効果的に対応するとともに、市民の利便性の向上を図るため、広域行政に取り組みます。

普通会計歳入・歳出

財務部データによる



人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた

吹田市第3次総合計画

2006 - 2020

概要版

平成18年（2006年）3月

編集・発行 吹田市企画部政策推進室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231

<http://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市



本書は、非木材紙（ケナフ紙）を使用しています。
この冊子は4,000部作成し、一部当たりの単価は212円です。